

富士河口湖町地域強靱化計画

(素案)

2018年度～2022年度

2018年3月

富士河口湖町

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画の策定趣旨、位置付け | |
| 1. 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 1 |
| 第2章 基本的な考え方 | |
| 1. 基本目標 | 2 |
| 2. 事前に備えるべき目標 | 2 |
| 3. 取組方針 | 3 |
| 第3章 対象とする災害と被害想定 | |
| 1. 本町の特性 | 4 |
| 2. 想定するリスク | 6 |
| 第4章 脆弱性の評価 | |
| 1. 起きてはならない最悪の事態の設定 | 11 |
| 2. 脆弱性の評価 | 14 |
| 第5章 脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針 | |
| 1. 【事前に備えるべき目標1】 | 15 |
| 2. 【事前に備えるべき目標2】 | 35 |
| 3. 【事前に備えるべき目標3】 | 47 |
| 4. 【事前に備えるべき目標4】 | 52 |
| 5. 【事前に備えるべき目標5】 | 54 |
| 6. 【事前に備えるべき目標6】 | 58 |
| 7. 【事前に備えるべき目標7】 | 64 |
| 8. 【事前に備えるべき目標8】 | 69 |
| 第6章 施策の重点化 | |
| 1. プログラムの重点化の考え方と設定方法 | 75 |
| 2. 重点化すべきプログラム | 76 |
| 3. 重点化すべきプログラムのアクションプラン | 77 |
| 第7章 計画の推進と見直し | |
| 1. 計画の進捗管理と見直し | 90 |
| 2. 計画の推進期間 | 90 |
| 3. 他の計画等の見直し | 90 |
| 4. プログラムの推進 | 91 |

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1. 計画の策定趣旨

国は、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火など大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月11日法律第95号）（以下「基本法」）を制定するとともに、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（以下「基本計画」）を策定しました。また、県では、「山梨県強靱化計画」（平成27年2月）を策定しています。

国土強靱化基本法を受け、富士河口湖町（以下「本町」）は、様々な大規模自然災害等が発生しても、「人命の保護を最大限図るまちづくり」を目指して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するため、「富士河口湖町地域強靱化計画」（以下「本計画」）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域強靱化計画」）にあたるものであり、地域強靱化に係る部分については、本町の様々な分野の「防災・減災」の計画指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有しています。

なお、基本法第14条において、地域強靱化計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン第3版」（平成28年5月24日）（内閣官房）においては、地域強靱化計画の目標は、原則として、基本計画における目標に即して設定するものとされていることから、計画策定に当たってはこうしたことに留意します。

国土強靱化基本法 第十三条

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第2章 基本的な考え方

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を設定します。

1. 基本目標

大規模自然災害等による甚大な被害を出さないため、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定して、平時から備えを行う「事前対策」を推進します。

本町は、町民、企業や地域の団体及び関係機関等と協働して、次の4つの基本目標の実現を目指し、地域強靱化の取り組みを推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

2. 事前に備えるべき目標

基本目標を実現するために、事前に備えるべき目標を、次の8項目とします。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. 取組方針

本町における地域強靱化を推進する上での取組方針は次の通りとします。

1) 本計画の取組姿勢

- 本町の地域強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- 地域活性化等にもつながり、本町の持続的成長の促進に寄与する取り組みであること

2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、町と町民等が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること

3) 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
- 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- 国の施策、民間資金の積極的な活用を図ること

4) 個々の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

第3章 対象とする災害と被害想定

1. 本町の特性

本町は、南を富士山、北を御坂山系に挟まれ、富士五湖のうち4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）を有し、地震、暴風、豪雨、豪雪、土砂災害、火山噴火など様々な自然災害が発生しやすい地形・地質・気象条件下にあります。

東側は富士吉田市と西桂町、北側は笛吹市、南側は鳴沢村や静岡県富士宮市、西側は身延町に、それぞれ接しています。

1) 地形等

本町の地形は、南側の富士山北麓及び足和田山の丘陵、北側は御坂山地、その間の凹地形に大きく分かれます。

南側の富士山北麓は、溶岩等のなだらかな裾野で、足和田山の丘陵に挟まれた凹地形を呈し、溶岩が堰止めてできた4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）があります。

河口湖周辺は、標高 850m 前後の比較的平坦な地形で、市街地や集落地が形成されています。また、西湖から本栖湖一帯は広大な青木ヶ原樹海があり、富士ヶ嶺地区は緩やかな傾斜をもつ高原地域となっています。

北側の御坂山系は、町境にある三ツ峠山(1,785m)、黒岳(1,793m)、鬼ヶ岳(1,738m)、王岳(1,623m)、精進山(1,409m)などが連なり、河口湖等に向かって急峻な地形となっています。

地質は、大きく富士山と御坂山系の地質に区分され、富士山麓は、主に第四紀の火山噴出物で広く被われ、玄武岩質の溶岩、砕屑物、火山灰などからなっており、溶岩地帯が多いのが特徴です。

御坂山系は、石英安山岩・火山砕屑岩、砂岩・泥岩及びホルンフェルス、玄武岩・火山砕屑岩、砂礫質沖積層などが入り組んでおり、集落の周辺は、地震に弱いとされる新期埋積物により形成されています。

2) 気象

本町の市街地の標高は 800～1,200mの高地であり、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすく、河口湖観測所の過去 20 年(1995 年～2015 年)の平均気温は 10.9℃（最高気温 33.3℃、最低気温 -12.3℃）で、年間降水量 1,544 mm となり、多雨冷涼の高原型の気候といえます。なお、河口湖観測所（標高 859.6m）における観測開始（1933 年）以来の日降水量の最大値は 463.5 mm、1 時間降水量の最大値は 72.5 mm で、いずれも 1983 年に記録されています。また、最深積雪量は 2014 年の 143 cm です。

3) 社会的条件

本町の人口・世帯数は、25,329人、9,616世帯（平成27年国勢調査）であり、人口は増加傾向から横ばいに転じています。地区別には、河口地区は横ばい、勝山地区は微増、上九一色地区及び足和田地区は減少が進んでいます。

世帯数は微増傾向が続き、核家族化の進行に伴い1世帯あたりの人員は約2.63人（全国平均2.38人）となっています。年齢3区分別人口としては、平成28年（住民基本台帳1月1日）には年少人口13.8%、高齢者人口23.3%となり、少子高齢化が進んでいます。なお、本町は、富士山の世界文化遺産登録もあり、平成27年には年間約658万人に及ぶ観光客（延べ人数）が来訪し、外国人観光客も急増しています。

災害が発生した場合、本町の高齢者や障害者、外国人などの災害時要配慮者をはじめ、本町への通勤・通学者や本町への観光客など、多数の帰宅困難者の発生が想定され、防災を考える上で、大きな特徴となっています。

また、本町は、首都圏から100kmの位置にあり、中央自動車道富士吉田線河口湖IC、東富士五湖道路などの高速道路網をはじめ、東京を結ぶ高速バスや富士急行線（大月駅～河口湖駅）が運行し、広域からの交通アクセスは充実しています。幹線道路網としては、富士吉田市や本町を経て富士市方面を結ぶ国道139号、新御坂トンネルを経て笛吹市方面を結ぶ国道137号、精進湖周辺と中央自動車道甲府南ICを結ぶ国道358号、本栖湖周辺と下部温泉方面を結ぶ国道300号があります。また、渋滞解消と富士山噴火時の避難・災害復旧支援を図る目的で造られた富士吉田市と富士河口湖町をつなぐ「新倉河口湖トンネル」（平成27年）や、笛吹市芦川町の上芦川地区と、本町の大石地区を結ぶ「若彦トンネル」（平成22年）が整備されています。

市街地は、河口湖南側の船津、小立、勝山地区に形成されており、その内、船津は観光・商業施設、行政・文化施設、医療・福祉施設等が集積し、中心市街地となっています。近年、国道139号沿いに大型店舗など商業施設の立地や観光施設、公共施設の分散化が進んだため、中心市街地は空き店舗の増加、人口の減少など、空洞化が進んでいます。一方、船津、小立、勝山地区の国道139号周辺では、市街化が進行しています。また、集落地は河口湖北側の河口、大石、長浜や西湖、精進湖、本栖湖沿岸及び富士ヶ嶺地区などに形成されています。

2. 想定するリスク

本計画で対象とする「想定するリスク」は、過去に発生した大災害や、今後、発生することが高い確率で起こる大災害として、地震、富士山火山噴火、土砂災害、豪雨・豪雪などを想定しました。

| 想定するリスク | 内 容 |
|------------|--|
| 地震 | <p>○本町は南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域に指定され、最大で震度6強が想定されています。</p> <p>○2011年(平成23年3月15日)静岡県東部を震央とする地震(M6.4)が発生し、町の震度は5強を記録しています。</p> |
| 富士山火山噴火 | <p>○溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火砕泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流が想定されています。</p> |
| 土砂災害・豪雨・豪雪 | <p>○台風等の豪雨による土石流により大災害の経験があります。1966年(昭和41年9月25日)足和田土石流</p> <p>○過去に湖の増水による長期間の浸水被害となったことがあります。</p> <p>○2014年(平成26年2月)最深積雪量は143cmの豪雪で、物流ルートが寸断されました。</p> |

(1) 地震

① 南海トラフ地震

南海トラフ地震(うち、東海地震)については、発生の切迫性が指摘されており、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があります。

文部科学省地震調査研究推進本部が示す東海地震(M8クラス)の発生確率は今後30年以内で90%程度と切迫性が高く、本町においても、ほぼ全域が震度6弱、南部の一部は震度6強の強震動となることが想定されています。

また、国は、東海・東南海・南海地震が起きる南海トラフの巨大地震(3つの地震が連動した場合)の想定震源域を従来の約2倍に拡大し、マグニチュード9.1に引き上げた報告(平成24年8月)をまとめており、本町の震度は6強(最大ケース)と推計されています。

② 首都直下地震

首都直下地震については、発生の切迫性が指摘されており、震源により異なりますが、県東部と神奈川県西部を震源とする地震の場合、本町は最大で震度5弱が想定され、緊急に地震防災対策を推進する必要がある緊急対策区域に指定されています。

③ 活断層による地震

活断層による地震(釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸

魚川－静岡構造線地震)については、発生した場合、本県に及ぼす影響が大きいと予想され、曾根丘陵断層地震の場合、本町は震度5強～6強が想定されています。

なお、神奈川県山北町から静岡県御殿場市付近に至る塩沢断層帯で地震が発生した場合、本町の一部は震度5強から震度6弱が想定されています。

※災害履歴

歴史資料等で、本町に特に大きな被害をもたらした地震は、東海地域が震源と考えられる明応地震(1498年)、宝永地震(1707年)、安政東海地震(1854年)などがあげられます。

【本町に被害をもたらしたと考えられる主な地震】

| 年月日 | 内 容 (M:マグニチュード) |
|-------------------|--|
| 1498 (明応 7.8.25) | 辰刻大地震、東海道全般被害甚大(明応地震 M8.6) |
| 1707 (宝永 4.10.4) | 未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ、潰家は東海、近畿中部、南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった(宝永地震 M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989) |
| 1707 (宝永 4.10.5) | 卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397、同寺254、死24)となった(新編日本被害地震総覧:1989) |
| 1854 (嘉永 7.11.4) | 五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋7割潰れ、鰍沢では住家9割潰れ、死150(安政東海地震 M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989、地震の辞典:1987)甲府に大火が起こり、勤番支配は社倉より米・味噌・塩を放出して罹災民に施す(甲府略志) |
| 1923 (大正 12.9.1) | 関東大地震(M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所 |
| 1924 (大正 13.1.15) | 丹沢地震(M7.3 甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所 |
| 1944 (昭和 19.12.7) | 東南海地震(M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等(山梨日日新聞)河口湖震度4 |
| 1996 (平成 8.3.6) | 山梨県東部(M5.5)、午後11時35分発震、震度(甲府3、河口湖5)県東部を中心に被害は13市町村、負傷者3人 |
| 2011 (平成 23.3.11) | 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(M9.0) |
| 2011 (平成 23.3.15) | 静岡県東部を震央とする地震(M6.4) 富士河口湖町は震度5強 |
| 2012 (平成 24.1.28) | 山梨県東部を震央とする地震(M5.5) 富士河口湖町は震度5強 |

2) 富士山火山噴火

富士山は、フィリピン海プレートが沈み込み、関東側と東海側にプレートが裂け、マグマが供給される場所に位置し、山頂を中心に北西から南東方向に約 100 個の側火口があります。大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想され過去の履歴から、噴火に伴う様々な現象が発生する可能性が想定されます。

有史後の主な噴火は、貞観 6～7 年(864～865 年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩が流出し、また、宝永 4 年(1707 年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸にも大量の火山灰を降らせました。以来約 300 年、現在まで静かな状態が続いていますが、平成 12 年 10 月～12 月、翌年 4 月～5 月には、富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震が多発し、マグマの活動が活発であることが確認されました。

過去 2000 年の間では平均 30 年に 1 回程度の中小規模の噴火があり、宝永大噴火以降、300 年が経過し、相当のマグマが蓄積されていると考えられます。火山現象としては溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火災泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流が想定されています。

※災害履歴

貞観噴火では、富士北麓にあった広大な湖「剡の海（せのうみ）」は、溶岩流により埋め立てられ、精進湖、西湖を形成し、流れ出した溶岩は一带を広く覆い、青木ヶ原溶岩を形成しました。

宝永大噴火は、大量のスコリアと火山灰を噴出。この噴火は日本最大級の地震である宝永地震（東海地震）の 49 日後に始まり、偏西風により江戸まで大量の火山灰を降下させました。

【富士山の主な災害（有史後の噴火等）】

| | |
|------------------|-----------------------------------|
| 800(延暦 19.4.～) | 富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略) |
| 864(貞観 6.5.～) | 富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録) |
| 1083(永保 3.2.28) | 富士山大噴火 (扶桑略記) |
| 1435(永享 7.1.30) | 富士山に山炎が確認 (王代記) |
| 1707(宝永 4.11.23) | 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火) |

3) 土砂災害、豪雨・豪雪

本町は、その地形的特性から、河口湖及び西湖北側の犬石、河口、長浜、西湖、根場、精進地区を中心に傾斜の急な山地となっているため、急傾斜地や土石流危険渓流が多数あり、土砂災害警戒区域として 251 区域（急傾斜地の崩壊 173 区域、土石流 78 区域）が指定されています。特に、昭和 41 年の足和田の土石流は、最大の被害となりました。また、湖についても、台風などの大雨により増水するなどの被害を受けてきました。

※災害履歴

「足和田の土石流」

昭和 41 年 9 月 25 日、台風 24 号の影響による連日の雨で旧足和田村一帯の雨量は 270mm を記録し、山間部の地盤が緩んでいました。そこへ更に台風 26 号の影響による時間雨量 100mm の記録的な豪雨が降った結果、山腹が崩壊し土石流が発生しました。本沢川、三沢川で発生した土石流は、それぞれ根場地区、西湖地区の中心部を直撃し、その結果、根場地区では人口 235 名のうち死者・行方不明者 63 名、西湖地区では人口 513 名のうち死者 31 名をとという大きな災害が発生しました。

【本町に被害をもたらしたと考えられる主な一般災害（地震・噴火以外）】

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 1676 (延宝 4.9.) | 笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大（山梨県水害史） |
| 1731 (享保 16.5.15～24) | 雨が数日やまず国内各所に洪水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ（山梨県水害史） |
| 1904 (明治 37.12) | 河口湖増水、湖畔 5 か村の耕地ほとんど全滅 |
| 1947 (昭和 22.9.13～15) | カスリン台風来襲、死者 16 人 河口湖 総降水量 539.0 mm、日最大降水量 347.5mm |
| 1959 (昭和 34.8.14) | 台風 7 号により前夜から早朝にかけ県下に豪雨、空前の大被害、死者 90 人、町にも災害救助法適用 |
| 1966 (昭和 41.9.25) | 台風 26 号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者 175 人 ※足和田村の被害 死者 81 人、行方不明 13 人、負傷者 657 人、 全壊家屋 79 棟、半壊家屋 11 棟、床上浸水 28 棟、 道路・橋梁・河川などの土木被害、田畑などの農業被害 ※上九一色の被害 死者 20 人、重軽傷者 26 人、 家屋流出 15 棟、半壊家屋 4 棟、床上浸水 62 棟 |

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 1980 (昭和 55.8.14) | 富士山で大落石事故 (吉田ルート登山道)、死者 12 人 |
| 1982 (昭和 57.9.) | 台風 10 号・18 号などにより河口湖の水位が上昇し続け、基準水位より 103cm 高くなり、湖畔道路、公園、ホテル、文化施設などが浸水 |
| 1983 (昭和 58.8.15～) | 台風 5・6 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 2 人、河口湖増水 *河口湖町の被害 死者 1 人、負傷者 7 人、全壊家屋 6 棟、半壊家屋 30 棟、床上浸水 118 棟 (内 68 棟は、河口湖の増水による)、床下浸水 176 棟、田畑の埋没 6 ha、冠水 4 ha |
| 1991 (平成 3.8.20～21) | 台風 12 号に伴う豪雨。県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明 8 人 |
| 1991 (平成 3.9.9～12) | 秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家 13 戸 富士五湖地方の降水量は平年の 3 倍前後となり、河口湖を除き各湖とも基準水位を上回り湖畔道路や住家、公共施設などに冠水や浸水の被害。住家床上浸水 7 戸、床下浸水 6 戸 |
| 2014(平成 26.2.14～15) | 大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪(2月15日9:00現在で甲府市114cm、富士河口湖町143cm)。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者 5 人、重傷者 61 人、全壊 19 棟、半壊 31 棟、農業施設等の破損多数 |

第4章 脆弱性の評価

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、想定するリスクに対して現状のどこに脆弱性があるかを検討するものです。本町の地域強靱化に必要な施策を、効率的・効果的に実施するためには必要不可欠なプロセスとなります。

1. 起きてはならない最悪の事態の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」と国の基本計画に設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」を参照して、本町の「想定されるリスク」と地域特性を踏まえ、以下に掲げる31の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|------------|-------------------------------|---------------|--|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災 |
| | | 1-3 | 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-4 | 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態 |
| | | 1-5 | 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態 |
| | | 1-6 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|------------|--|---------------|--|
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる | 2-1 | 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下 |
| | | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-6の滞留者を除く） |
| | | 2-6 | 富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態 |
| | | 2-7 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 | 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発 |
| | | 3-2 | 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災、施設等の被害による行政機関の長期にわたる機能不全 |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産 |
| | | 5-2 | 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| | | 5-3 | 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断 |
| | | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|------------|---|---------------|--|
| 6 | 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保、早期復旧を図る | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止 |
| | | 6-2 | 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止 |
| | | 6-3 | 地域交通ネットワークの分断 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | | 7-2 | 天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 7-3 | 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 7-4 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 8 | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-3 | 風評被害等による観光行動の長期に及ぶ停滞 |

2. 脆弱性の評価

脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」（31 事態）を回避するために行っている取り組みを整理し、定性的に評価するとともに、施策分野（7 分野）ごとに、それらの進捗や課題を踏まえ、中長期的視点も取り入れながら脆弱性の分析を行いました。

具体的には、町の施策・事業、課題、今後の取り組みの方向等を調査シートに整理し、関係各課により確認・協議・評価を行いました。

また、当該事態の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきかについて分析・整理し、必要に応じ、他の主体（国、県、民間事業者、町民等）との連携などを含めます。

その上で、影響度の大きさ、緊急度、現行の取り組みの達成度などを踏まえ、プログラムごとに脆弱性を総合的に分析・評価しました。

なお、各プログラムの達成度や進捗度を把握するため、住民アンケート調査及び集客施設事業者等アンケート調査結果を含め重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しました。

【脆弱性評価のポイント】

- ・「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な取り組み
- ・ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- ・国、県、町、民間事業者の効果的な連携
- ・まちづくり全般の施策の活用
- ・住民主体の地域防災力を向上するための取り組み
- ・代替性、冗長性等の確保（例：避難ルートの複数化）

第5章 脆弱性評価の結果及び強靱化の推進方針

脆弱性の評価結果に基づく地域強靱化の推進方針は次のとおりです。

1) 行政、町民、民間事業所による地域協働推進

プログラムの推進にあたっては、行政のみの取り組みによって推進できるわけではなく、全町民及び全民間事業者のそれぞれの取り組みによらなければ推進できない施策も多いため、行政と町民および民間事業所が協働し取り組みます。

2) 国、県、周辺自治体及び民間事業者等との連携

国土強靱化の取り組みを実効あるものとするため、本町のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに町民と民間事業者等を含め、関係者が協働して取り組みます。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針を以下に示します。

1. 【事前に備えるべき目標 1】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

【起きてはならない最悪の事態】

1 の 1. 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

1 の 1-1 木造住宅等の耐震化の促進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、平成 27 年度末の住宅の耐震化率は 66%と推計されています。しかし、依然として耐震化が未実施の木造住宅が町内には数多くあることから、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き木造住宅耐震化支援事業により耐震化の促進を図ります。また、無料耐震診断の周知、自主防災組織等への建築物防災出張講座を促進するとともに、県や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進します。

1 の 1-2 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

富士河口湖町耐震改修促進計画で災害時における緊急避難路を指定しており、国及

び県からの補助を受け、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び避難路沿道にある建築物の耐震診断費・設計費・改修費に対し補助しており、耐震化を促しています。

【強靱化の推進方針】

町内には残り 7 棟の対象建築物があることから、事業費への補助を啓発するとともに県及び建築士協会と協力し耐震診断を実施してもらうよう呼びかけます。併せて、耐震診断の結果、耐震性能が低い建築物については耐震改修工事等を促していきます。

1 の 1-3 災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業等の実施 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

災害に強い市街地の形成を図るため、小立土地区画整理事業や魅力的な「交通・観光・商業・教育・医療ゾーン」の形成等を実施しました。しかし、依然として密集した市街地が多く存在していることから、引き続き他地区での区画整理事業の検討を図ります。

【強靱化の推進方針】

土地区画整理事業に伴い、人口増加が見込まれる地区（新興住宅地等）への防災施設等の整備を図ります。

1 の 1-4 町営住宅の長寿命化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

町内には、町営住宅が 3 団地（92 戸）と県営住宅が 2 団地（78 戸）があり、住宅に困窮する者に対し提供を促しています。町営住宅は、定期的な点検に基づく外壁劣化等に対する修繕を進めてきており、引き続き改修を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

町営小立団地においては、平成 28 年度に雇用促進機構から購入しましたが、約 20 戸空き部屋があるため、引き続き入居募集を行う事でより多くの住宅困窮者へ提供を図ります。今後も富士河口湖町営住宅等長寿命化計画（平成 25 年度策定）に基づいた効率的かつ円滑な改修を図ることで住宅の延命化に努めていきます。

1 の 1-5 電線類の地中化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、町道富士登山道線など市街地を中心に電線類の地中化を進めています。町管理道路においては L=800m 区間の整備を進めており、引き続き電線類の地中化を推進する必要があります。また、県・国管理道路においても地中化事業が進められており、引き続き電線類の地中化を要請する必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き市街地において電柱や電線を無くするための地中化の事業を推進、要請します。

1 の 1-6 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めています。緊急輸送道路については耐震化を推進・要請する必要があります。

【強靱化の推進方針】

「橋梁長寿命化計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めます。緊急輸送道路については引き続き耐震化を推進・要請します。

1 の 1-7 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、橋梁・トンネルを含む道路施設は、定期点検や必要な補修を実施しています。施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進・要請します。

1 の 1-8 都市公園施設の整備、防災活動拠点機能の強化 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

公園施設長寿命化計画に基づき河口湖総合公園を代表とする都市公園（9公園）の施設改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施しています。平成 29 年度は、八木崎公園を改修中です。既存の公園・広場等を活用した身近な防災活動拠点の整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

基礎公園の充実を図るとともに、防災公園の新設や小公園（ポケットパーク）の整備を進めます。

1 の 1-9 消防防災ヘリポートの確保・整備の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、小中学校校庭・公園等に約 20 か所のヘリコプター用飛行場外離着陸場として確保しています。平成 26 年豪雪時には自衛隊へ災害派遣要請を行い、病人や人工透析患者

のヘリコプターによる輸送等人命救助、孤立集落や避難所への医薬品や非常食、飲料水などの救援物資の空輸など行いました。

【強靱化の推進方針】

県は、避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部等と連携を図りながら、県による適地調査を含めた技術支援を受け、ヘリポートの確保・整備を図ります。

1 の 1-10 消防団の救助資機材等の整備促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、消防団の救助用資機材等の充実を行っており、引き続き充実必要があります。

【強靱化の推進方針】

国の示す消防団の装備の基準等を踏まえながら、引き続き消防団の救助用資機材等の充実を図ります。

1 の 1-11 耐震性貯水槽等の整備の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

消防防災施設の整備を促進するため、耐震性貯水槽、防火水槽の整備を進めています。

【強靱化の推進方針】

耐震性貯水槽、防火水槽の整備を引き続き進めます。

1 の 1-12 要配慮者支援マニュアル等の作成 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】

要援護者の状況を把握するとともに、地域支援者等の地域の互助共助を高めるため、情報を一元的に取りまとめた要援護者支援台帳システムを構築し、定期的に追加・更新しています。なお、65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯を対象に、携帯用無線発信機、緊急通報用電話機を設置し、援助及び支援を行っています。また、救急医療情報キットの配付・活用などの取組を行っています。さらに、一部地域では、住民自ら作成した「災害時の支え合いマップ」により避難の支援が必要な人と、支援する人をペアにする取り組みも進めており、引き続き要配慮者支援の充実を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

要援護者支援台帳の整備を引き続き進め、システムを活用した有効な運用、避難行動要支援者支援マニュアルを作成します。当システムを活用した、安否確認訓練、避難誘導訓練、福祉避難所設置・運営訓練等を実施します。また「災害救助協力隊」と

の協働も考慮します。さらに、自主防災組織における災害時要配慮者支援の取り組みを促進します。

1 の 1-13 避難行動要支援者防災訓練の実施 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

災害時において要配慮者の円滑な避難を行うため、防災訓練などを通じて避難誘導、避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、手話通訳ボランティアの派遣等、町として具体的な検討を進めます。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討します。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 1 の 1-1 木造住宅等の耐震化の促進 | 住宅の耐震化率 | 4% | 10% |
| | 家具類を固定している町民の割合 | 34.30% | 40% |
| 1 の 1-2 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進 | 生垣設置補助金助成件数 | 10 件／年間 | 20 件／年間 |
| 1 の 1-4 町営住宅の長寿命化の推進 | 市有建築物の耐震化率 | 93.10% | 97% |
| 1 の 1-7 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進 | 耐震補強を実施した橋梁の割合 | 0% | 0.50% |
| 1 の 1-8 都市公園施設の整備、防災活動拠点機能の強化 | 都市計画区域住民1人当たりの都市公園面積 | 15.6 m ² | 16.0 m ² |
| 1 の 1-12 要配慮者支援マニュアル等の作成 | 避難行動要支援者名簿（個別）の作成数 | 2410 人 | 2800 人 |

【起きてはならない最悪の事態】

1 の 2. 公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災

1 の 2-1 町庁舎等の耐震化の推進 [総務課]

【脆弱性の評価結果】

建築物の地震に対する安全性の向上を図るため「富士河口湖町耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない町有建物の耐震改修等を実施し、耐震化を図ってきました。平成 18 年度には 89.7%、平成 27 年度の目標は 94%でしたが、現在は 93.1%（平成 27 年度）となり一定成果を得ており、引き続き、耐震化を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

「富士河口湖町耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性のない町有建物の耐震改修及び解体等を実施し、平成 34 年度に耐震化率 97%を達成するよう取り組みます。

1 の 2-2 文化施設等における防災対策の推進 [文化振興局・生涯学習課]

【脆弱性の評価結果】

町立文化施設（中央公民館、生涯学習館・子ども未来創造館、河口湖美術館、河口湖ステラシアター、河口湖円形ホール、大石紬伝統工芸館、河口湖ミュージアム、西湖癒しの里根場など）の来館者を災害時に安全に避難させるため、避難誘導や初期消火等の訓練など職員の意識や技術の向上に努めています。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

町立文化施設等の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き避難誘導や初期消火等の訓練を実施します。河口湖美術館、河口湖ミュージアムについては、指定管理者（（一財）富士河口湖ふるさと振興財団）に実施を依頼します。また、子ども未来創造館では、引き続き定期的な避難訓練を実施していきます。

1 の 2-3 小中学校校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 [学校教育課]

【脆弱性の評価結果】

小中学校の校舎は全ての耐震診断・耐震化が終了し、西浜小中学校体育館は平成 22 年、富士豊茂小体育館は平成 24 年度に改築済となっています。旧上九一色中学校体育館は未実施ですが、学校は統合したため閉校となって社会体育施設として利用しています。なお、吊り天井等落下防止対策は船津小学校プールの吊り天井が未実施となっており、引き続き耐震化を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

上九一色中学校は閉校していますが、旧上九一色中学校体育館は避難施設となっているため補強工事を進める必要があります。船津小学校プールの吊り天井は平成 29 年度に撤去します。

1 の 2-4 常備消防の機能強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進及び広域的な連携体制を構築する必要があります。なお、河口湖消防署は昭和 47 年の建物であり、耐震改修又は建て替えの必要があります。

【強靱化の推進方針】

常備消防の機能強化を図るとともに、平時から「顔の見える信頼関係」を構築し、火災予防、被害軽減のための取り組みの推進及び広域的な連携体制を推進します。

1 の 2-5 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

町で策定した「消防団活性化総合計画」の見直し等を行うとともに、地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取り組む必要があります。

【強靱化の推進方針】

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、富士河口湖町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の見直しを行います。

1 の 2-5 災害時要配慮者等の避難所としての社会福祉施設（高齢者施設）の利用の促進 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、福祉避難施設として 16 施設を指定しており、引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

福祉避難施設との連携を強化し、引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進めます。

1 の 2-6 高齢者・障害者施設への緊急入所ができる体制の検討 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

高齢者・障害者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入

所者を受け入れるための体制整備について、施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどの協力を依頼しています。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き、施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備を図ります。

1 の 2-7 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進 [生涯学習課]

【脆弱性の評価結果】

国指定（重要文化財）の建造物については、国及び県の事業で耐震診断を実施し問題がないことが確認されています。町指定の有形文化財（建造物）については、耐震診断を推進し、対策を行う必要があります。なお、現状では県指定の有形文化財（建造物）は町内にありません。

【強靱化の推進方針】

町指定の有形文化財（建造物）については、今後耐震診断を推進し、文化財建造物の価値を損ねない範囲で対策を講じます。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|---------------------|--------------------|------------|------------|
| 1 の 2-1 町庁舎等の耐震化の推進 | 市有建築物の耐震化率 | 93.10% | 97% |
| | 避難所となっている公共施設の耐震化率 | 97% | 100% |

【起きてはならない最悪の事態】

1 の 3. 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1 の 3-1 避難勧告・指示判断マニュアルの策定 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

町地域防災計画において避難勧告等の判断基準の概要は整備している。国において、平成 26 年 4 月には、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が作成され、本ガイドラインに基づき、実効性のある「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

国のガイドラインに基づく「避難勧告等の判断・伝達基準」を作成するとともに、より実効性のある基準とするため、実態にあわせた改定を進めます。

1 の 3-2 被害状況等の情報収集体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害発生時の、映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、県の消防防災ヘリコプターからのテレビ伝送システムや CATV のライブカメラ等を活用する必要があります。

【強靱化の推進方針】

映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプターからのテレビ伝送システムや CATV のライブカメラを活用します。また、住民等からの画像メールの活用等を検討します。

1 の 3-3 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

農地等の浸水・浸食被害が懸念される地域において、排水施設の整備を進めてきました。引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

農地の浸水が懸念される地域において、農業用水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの施設等の点検・調査を推進し、計画的な整備に向けて検討していきます。

1 の 3-4 河川管理施設の長寿命化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削等を推進しています。引き続き、これらの取り組みを推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を推進します。

1 の 3-5 雨水貯留浸透施設の整備の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

市街化が進んだ地域では、川や水路に雨水が短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が増大する傾向となっています。大規模な開発においては貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げていますが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要です。

【強靱化の推進方針】

洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設及び側溝の整備を推進めます。

1 の 3-6 土砂災害ハザードマップの周知 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

本町は、洪水ハザードマップの作成の対象河川はありませんが、重要水防区域や浸水可能性が高い地域、過去に湖水増水により浸水した地域については土砂災害ハザードマップ等において記載し普及する必要があります。

【強靱化の推進方針】

避難を円滑かつ迅速に行うため、引き続き、土砂災害ハザードマップを周知するとともに、浸水被害についてもハザードマップに表記するように検討します。

1 の 3-7 水防訓練の実施 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に努めています。しかし災害対応経験のない水防団員も多く、引き続き水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

洪水時の水防体制の強化、消防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、引き続き水防訓練を実施します。

1 の 3-8 水防用資材の備蓄の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用など、一定の成果を上げていますが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き

き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄を行います。

1 の 3-9 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国・県との連携をはじめ、(社)山梨県建設業協会都留支部との協定を締結し、台風時の被災情報収集や応急復旧工事等、一定の成果を上げています。引き続き定期的な訓練等を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時情報の更新をするとともに、定期的に訓練を実施します。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状 (2016年度) | 目標 (2022年度) |
|---------------------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 1 の 3-1 避難勧告・指示判断マニュアルの策定 | 「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成 | — | 作成 |
| 1 の 3-6 土砂災害ハザードマップの周知 | 町民の「富士河口湖土砂災害ハザードマップ」の認知度 | 60.90% | 70% |

【起きてはならない最悪の事態】

1 の 4. 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、居住地の消失、交通ネットワークの機能停止、観光業の衰退、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

1 の 4-1 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応）

[地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

町は「富士山火山防災対策協議会」に参画し、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定し、噴火を想定した総合図上訓練、「富士山火山三県合同防災訓練 2015」を実施しました。また、平成 29 年度は富士山火山防災協議会による噴火を想定した広域避難訓練を実施し、併せて、富士山火山広域避難計画を基に町が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「個別避難計画」を策定しています。引き続き、広域避難対策の充実や訓練の継続が必要となります。

【強靱化の推進方針】

富士山噴火災害時は、市町村を越えた避難が想定され、山梨市、笛吹市、市川三郷町、富士川町への広域避難となり、県による調整を踏まえ町の個別避難計画の具体化を図るとともに、訓練も継続して実施します。

1 の 4-2 避難・輸送の支援協定の締結 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

富士山火山噴火災害については広域避難が想定されるため、図上訓練・広域避難訓練等を実施し避難計画を検証しています。対応力の強化に向けて民間団体との避難・輸送支援協定の検討や広域避難に関する協定の具体化を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

広域避難先の山梨市、笛吹市、市川三郷町、富士川町との包括的協定の具体化、民間団体との避難・輸送の支援協定を検討します。

1 の 4-3 富士山の火山ハザードマップの周知 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

住民に対する「富士山火山防災避難マップ」、登山者等に対する「富士山噴火時避難ルートマップ」等を周知しています。関係機関による噴火に際して即時に対応できる火山ハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）の活用、ハザードマップを使いこなす防災教育に取り組む必要があります。

【強靱化の推進方針】

既存ハザードマップを周知するとともに、町独自の富士山火山ハザードマップの整

備を進め、富士山噴火の防災教育に取り組みます。また、観光客の避難について観光関係者と連携し整理します。

1 の 4-4 富士山監視体制の整備の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

県は、光ファイバー網の整備と高感度カメラを河口湖、山中湖、西湖及び本栖湖にそれぞれ設置し、富士砂防事務所及び町との映像配信による情報共有化を図っています。引き続き、国、県等の監視システム及び火山監視機器の整備を要請するとともに、監視映像等の情報の共有化により、富士山監視体制の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

富士山火山噴火の前兆現象を早期に特定するため、気象庁や火山専門機関等も含む監視体制の強化、情報提供を受け、避難体制の強化や緊急減災対策の迅速化を図ります。

1 の 4-5 富士山火山噴火緊急減災対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

富士北麓地域 7 市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立しています。今後は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、山梨県側の国直轄化、事業実施、実践的な支援体制の構築等について、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

本町も参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会として、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行います。

1 の 4-5 富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備 [都市整備課・農林課]

【脆弱性の評価結果】

国・県とともに避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進していますが、未整備の箇所も多く、引き続き富士山噴火等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要があります。

【強靱化の推進方針】

富士北麓地域から広域避難路となる幹線道路の整備、避難路となる国道 300 号、139 号、137 号、358 号、県道富士宮鳴沢線等の整備を要請します。また、町道、都市計画道路、林道等の整備を推進します。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|---|-----------------------|------------|------------|
| 1の4-1 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応） | 町民の防災訓練への参加率（ここ1年間） | 28.20% | 30% |
| 1の4-3 富士山の火山ハザードマップの周知 | 町民の「富士山火山防災避難マップ」の認知度 | 45.20% | 70% |
| | 町民の富士山噴火時の広域避難先の認知度 | 26.80% | 70% |
| 1の4-5 富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備 | 町道整備率 | 43.20% | 43.50% |
| | 登山道線整備事業 道路改良率 | 93.70% | 100% |

【起きてはならない最悪の事態】

1 の 5. 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、居住地の消失、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

1 の 5-1 森林の公益的機能の維持・増進 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

森林の公益的機能を発揮させるため、植栽・保育・間伐等の作業を、計画的に進めています。今後も、森林病虫害の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施する必要があります。また、保安林保育事業等の実施により保安林を整備し、一定の成果を得ていますが、災害に備え、更に整備を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため県と連携し、引き続き森林環境保全推進事業等を計画していきます。また、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽・保育・間伐等の整備方針も検討していきます。

1 の 5-2 治山事業による土砂災害対策の要請 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

県治山事業により、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮されるなど一定の成果を得ています。引き続き、山地災害危険地区の見直し及び未着手解消を要請する必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き山間部集落周辺の山地災害防止機能を確保するため治山事業未着手地区の解消を要請していきます。

1 の 5-3 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

県は、土砂災害警戒区域において砂防えん堤の整備、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を実施しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げていますが、着手率はいまだ低い状況です。引き続き事業を実施するよう要請する必要があります。

【強靱化の推進方針】

土砂災害を未然に防止し、町民の生命・財産を守るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を要請します。

1の5-4 耕作放棄地解消対策〔農林課〕

【脆弱性の評価結果】

本町の耕地面積 651ha のうち 90ha は遊休農地となっています。(平成 27 年 4 月 1 日現在) 関係機関と連携し地域農業の担い手育成とともに意欲ある農業者への農地利用集積により、耕作放棄地の発生防止、解消を図っており、担い手育成と併せ、地域農業技術の承継が必要です。

【強靱化の推進方針】

地域農業の担い手育成とともに地域営農技術の承継に努め、農地中間管理機構などによる意欲ある農業者への農地利用集積を推進し、耕作放棄地解消に努めます。

1の5-5 農地の整備（生産基盤の整備）〔農林課〕

【脆弱性の評価結果】

農業の振興を図るために、畑地帯総合整備事業等による生産基盤整備、担い手への農地集積、集約化等を図り、生産活動が持続されることで、洪水防止や土砂崩壊防止等の機能が発揮され町土の保全に役割を果たしています。引き続き生産基盤の強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化に努めます。

1の5-6 老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化〔農林課〕

【脆弱性の評価結果】

富士河口湖町森林整備計画、同変更計画に基づき、老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化を進めています。また、林道開設や改良、拡張、補修を進め、機能強化に努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

富士山火山噴火で想定される土砂災害等の際にも林道の機能を維持できるよう、引き続き県と連携し機能強化に努めます。

【起きてはならない最悪の事態】

1の6. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1の6-1 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、町、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っています。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、防災行政無線施設のデジタル化を進め、安定した通信機能の確保、テレビ、スマートフォン等による可視化・多言語化を図ります。

1の6-2 防災情報システムの構築・運用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

被害情報の収集については、電話、FAXだけでなく、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するため「山梨県総合防災情報システム」が運用されています。引き続き、システムの活用を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「山梨県総合防災情報システム」を引き続き運用します。

1の6-3 被災者支援情報提供体制の整備 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害時は、FMふじやま、エフエム富士五湖、河口湖有線テレビ放送、北富士有線放送、NHK、YBS、UTYほか各報道機関への放送の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した情報提供を行う必要があります。なお、エフエム富士五湖とは、防災協定を締結し、「安心安全メール」のFM放送波による情報提供を実施しています。また、多様な情報提供手段を確保するため、公式ツイッター、スマートフォン向けホームページ及び公式フェイスブックを開設するとともに、町ホームページの支障に備え災害協定市ホームページの相互運用を開始していますが、これらを活用した情報提供を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の情報混乱を招かないように、「山梨県総合防災情報システム」を通じた Lアラートによる報道機関への発信を基本とし、ケーブルテレビ（河口湖有線テレビ放送、北富士有線放送）、コミュニティ FM（FM ふじやま、エフエム富士五湖）によるデータ放送や緊急放送等、併せてホームページ、SNS 等の媒体の活用を通じたきめ細かな情報発信を行います。

1 の 6-4 メール利用者の拡大 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

緊急速報「エリアメール」により、地震防災訓練アプリを活用したシェイクアウト訓練、緊急地震速報、避難情報等で活用しています。また、「安心・安全メール」登録者は 2000 人弱となっており、併せて防災行政無線の内容を「富士河口湖町行政情報メール」で配信しており、これらのメールの普及を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

緊急速報エリアメールの普及（機種による使用方法等の教育）を含め、「安心・安全メール」等の登録者の拡大を図ります。

1 の 6-5 Free Wi-Fi スポット整備の促進 [政策企画課]

【脆弱性の評価結果】

県は、外国人旅行者等の誘客の促進を目的として、無料 Wi-Fi スポットの整備を促進するため、民間企業と協働した”やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”を推進し、本町においても無料 Wi-Fi スポットが増加しています。Wi-Fi スポットは、災害時の通信インフラとしての活用など有益であり、このプロジェクトにより観光・防災対策などの充実を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

観光課、地域防災課など関係課の意見を聴取し、やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”等の活用の検討など、外国人観光客が利用できる Wi-Fi スポットの設置を促し、防災情報のインフラとして充実を図ります。

1 の 6-6 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備 [観光課]

【脆弱性の評価結果】

県は、外国人旅行者のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーションを作製しており、活用を図る必要があります。また、町では国際観光対応充実事業として、多言語化推進などによる受け入れ環境整備のため、外国人観光客向けの 8 言語情報ページ等を公開しており、この HP 等への災害情報をリンクさせる必要があります。

【強靱化の推進方針】

県の「観光・防災情報提供アプリケーション」により、町の観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するとともに、町の HP からの災害情報の発信を行い、外国人観光客に対する防災対策の充実を図ります。

1 の 6-7 災害時広報マニュアルの整備・運用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報文を用意していますが、災害時広報活動マニュアル等を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

住民等への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを整備し、必要に応じ見直しを行います。

1 の 6-8 高所監視カメラ・テレビ会議システム等の活用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害発生時に、現地の被害状況を迅速に収集するため、高所カメラ・ライブカメラの映像や、テレビ会議システムは有効な手段です。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、引き続きライブカメラや高所カメラ等、テレビ会議システムを活用します。

1 の 6-9 消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

富士五湖消防本部の消防救急無線デジタル化は完了（平成 26 年）しています。引き続き、広域的な機動性の確保、災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、消防救急無線のデジタル化の広域化・共同化を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

消防救急無線の広域化・共同化により、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進めます。

1 の 6-10 社会福祉施設における防災資機材等の整備促進 [福祉推進課・地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

高齢者、障害者、児童福祉施設の防災資機材等の整備のため、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を働きかけています。引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

福祉施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を働きかけるなどして防災資機材等の整備を促進させます。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|------------------------------------|-----------------------|------------|------------|
| 1の6-1 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備 | デジタル化した防災無線による災害情報の伝達 | 0% | 100% |

2. 【事前に備えるべき目標2】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

【起きてはならない最悪の事態】

2の1. 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

2の1-1 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業（飲料水、一時避難所、食品・生活必需品、廃棄物処理、緊急放送、輸送支援等）、市区町村（相互応援、HP 代替、広域避難等）、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っています。引き続き、関係団体等との連携を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し民間企業、市区町村、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図ります。

2の1-2 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保） [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

町では、各防災備蓄倉庫等へ食料、資機材等の備蓄を進めており、総人口1食分を上回る備蓄があります。引き続き、公的備蓄量の増加及び家庭におけるローリングストック等の呼びかけを行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き、各防災備蓄倉庫等へ食料、資機材等の備蓄を進め、備蓄量の増加及び家庭におけるローリングストック等の呼びかけを行います。

2の1-3 自主防災組織の防災資機材の整備促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っています。引き続き、防災資機材等の整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業を始めとする各種財源の利用による防災資機材等の整備を図ります。

2の1-4 災害に強い物流システムの構築 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

県は、災害に強い物流システムを構築するため、広域物資拠点施設の選定、通信設備等の整備を行い、また、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備しています。町も、県トラック協会との協定締結しており、関係機関と協議し、救援物資の受領方法、手段等について検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害に強い物流システムを構築するため、関係機関と協議し、プッシュ型救援物資の受け入れ方法、ラストワンマイルの課題について検討を行います。

2の1-5 緊急物資調達・配送システムの確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業と協定を締結しています。必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）協定に基づき、必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図ります。また、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行います。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | K P I | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-----------------------------|--------------------------------|------------|------------|
| 2の1-1 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 | 災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定数 | 5 協定 | 7 協定 |
| | 災害時における燃料等の供給に関する協定数 | 2 協定 | 3 協定 |
| | 災害時応援協定等の締結数 | 11 協定 | 15 協定 |
| | 災害時における医療救護活動の支援、資機材の供給に関する協定数 | 2 協定 | 2 協定 |
| | 災害時における水道施設等の応急対策業務に関する協定数 | 2 協定 | 2 協定 |
| 2の1-2 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保） | 町の緊急物資（食料）の備蓄量 | 39,356 食 | 53,012 食 |
| | 町の緊急物資（飲料水）の備蓄量 | 11,064 本 | 26,506 本 |
| | 3日以上の食料・飲料水を備蓄している町民の割合 | 71.00% | 75% |
| | 従業員用の食料・飲料水を備蓄している事業所の割合 | 37.00% | 50% |

【起きてはならない最悪の事態】

2の2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

2の2-1 衛星携帯電話の設置 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

孤立の恐れがある集落に、衛星携帯電話を配備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

孤立の恐れがある集落への衛星携帯電話の配備を進めます。

2の2-2 消防防災ヘリポートの活用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

平成 26 年豪雪時には自衛隊へ災害派遣要請を行い、病人や人工透析患者のヘリコプターによる輸送等人命救助、孤立集落や避難所への医薬品や非常食、飲料水などの救援物資の空輸などの対応を行いました。引き続き、ヘリポートの確保・整備を図り、活用する体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

県による適地調査を含めた技術支援を受け、ヘリポートの確保・整備を図り、活用する体制を強化します。

2の2-4 林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路） [農林課]

【脆弱性の評価結果】

林道は、狭隘箇所等の改良工事等を行っていますが、災害発生時には連絡道路として活用が期待され、今後は代替路線となる林道の整備を順次行っていく必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害発生時の避難路や連絡道路として活用できるよう、整備等に向けて検討していきます。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 2の2-1 衛星携帯電話の設置 | 衛星携帯電話の設置数 | 0台 | 3台 |

【起きてはならない最悪の事態】

2の3. 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

2の3-1 病院救護マニュアルの活用の推進 [健康増進課・地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

県は災害時の対応能力の強化を図るため、各病院に救護マニュアルの作成を指導したところであり、一定の成果がありますが、今後は、町が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の対応能力の強化を図るため、町が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促します。

2の3-2 基幹災害支援病院におけるライフライン確保 [水道課]

【脆弱性の評価結果】

県は、災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、災害拠点病院に対して通常時の6割程度の発電容量を持つ自家発電装置の整備を進めてきています。本町には山梨赤十字病院（基幹災害支援病院）があり、水道事業者として、その安定供給を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

県は、災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、国の地域災害拠点病院設備整備事業を活用し、引き続きすべての災害拠点病院の指定要件充足に向けた発電機、燃料備蓄に関する整備を推進します。町は、水道事業者として、施設の耐震化、応急給水などの体制整備を図ります。

2の3-3 病院の耐震化の促進 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】

平成26年度までに県内の全ての災害拠点病院で耐震化が完了するなど、一定の成果を上げていますが、町内においては耐震化が未実施の病院もあることから、引き続き、耐震化を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

今後は未耐震の病院に対し、耐震化の啓発を図ります。

2の3-4 医薬品等の備蓄・供給体制の整備 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】

県は、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行っています。想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き県との連携を図るとともに、町内の薬局等との協力の在り方や緊急対応が必要となった場合の対応策の検討を行います。

2の3-5 透析患者の支援体制の整備 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

県は、県内人工透析医療機関の同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築しています。町は、災害時の人工透析の確保のため、県、医療機関等と連携して体制整備を検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

県の透析実施患者情報を活用するとともに、災害時の人工透析の確保のため、県、医療機関等と連携して体制整備を検討します。

2の3-6 救急搬送体制の充実強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進していますが、引き続き、救急搬送体制の充実強化を図る取り組みの必要があります。

【強靱化の推進方針】

救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進します。

2の3-7 広域医療搬送体制の整備 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、県の大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携して情報伝達訓練を実施しており、引き続き、広域医療搬送体制の充実強化を図る取り組みの必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、今後は、保健所単位だけでなく、全県的な情報伝達訓練とともに、広域医療搬送訓練を実施します。

2の3-8 災害時における医療救護の協力体制の構築の推進 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の医療救護協力体制の構築のため、富士吉田医師会等と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協力を確保しています。引き続き、必要に応じた協力内容の見直しを行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の医療救護協力体制の構築のため、富士吉田医師会等と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定の締結を進めます。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|----------------------------|-----------------|------------|------------|
| 2の3-2 基幹災害支援病院におけるライフライン確保 | 上水道 耐震化率 | 33.93% | 50.00% |
| | 重要な水源へ自家発電設備の整備 | 15箇所 | 17箇所 |

【起きてはならない最悪の事態】

2の4. 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

2の4-1 防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、町有施設において太陽光発電設備等を設置しています。また、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備しています（勝山ふれあいセンター等）。引き続き、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き町施設等、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討していきます。

2の4-2 太陽光発電事業者との協定 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

環境に配慮した再生エネルギーの活用方策として公共施設の有効活用と災害発生時の非常用電源として活用をする目的で、太陽光発電事業を手掛ける企業と「太陽光発電事業基本協定」を締結しています。災害時の非常用電源として町での新たなインフラ投資として促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害発生時の非常用電源として活用をするため、太陽光発電事業との防災協定締結を促進します。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|---------------------------------|-----------------|------------|------------|
| 2の4-1 防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進 | 町の防災拠点への非常電源の確保 | 100% | 100% |
| | 避難所への発電機の整備 | 17 箇 | 20 箇 |

【起きてはならない最悪の事態】

2の5. 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-6の滞留者を除く）

2の5-1 町有施設の避難者の対応検討 [総務課]

【脆弱性の評価結果】

町では、河口湖ショッピングセンターと「災害時における一時避難所としての使用に関する協定」の締結等を行っています。災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、町有施設の開放の方針を作成し、一時的な避難者への対応方法を決定する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、町有施設等の開放の方針を検討するとともに、適切に運用します。

2の5-2 帰宅困難者対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

県は、帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と協定の締結を実施しています。町は、各協定事業者等への交通情報や救護措置など支援情報の提供を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

県による災害時帰宅支援ステーションとの協定の締結に加え、町による企業等への働きかけを検討します。更に各災害時帰宅支援ステーションとの連携方策について検討します。

2の5-3 観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 [観光課]

【脆弱性の評価結果】

観光客は、通常の帰宅困難者と同様に避難場所、水及び食料の提供は町が主体となっていくこととなりますが、観光連盟等と連携し、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われるよう努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

観光連盟等と連携し、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われるよう働きかけを行います。

2の5-4 駅における帰宅困難者対策 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

富士急行では、帰宅困難者対策として、駅における対応マニュアルの作成、各駅における具体的な体制の整備、一時滞在スペースの確保、飲料水等の備蓄品の配備について、順次、実施しています。町は鉄道事業者と協力し、一時滞在スペースの提供等を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

鉄道事業者と協力し、一時滞在スペースの提供等を行います。

2の5-5 帰宅困難者等の搬送体制の構築 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、交通事業者等と協議を行い、連絡体制の確立を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

鉄道事業者への早期の復旧要請やバス等による振替輸送手段の確保、また、道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、交通事業者等との連絡体制の確立を図ります。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|---------------------------------|-------------------|------------|------------|
| 2の5-3 観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 | 事業所の避難誘導マニュアルの作成率 | 17.40% | 30% |

【起きてはならない最悪の事態】

2の6. 富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山が不可能となり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

2の6-1 登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進 [観光課]

【脆弱性の評価結果】

山梨県警察では、平成27年4月24日に日本山岳ガイド協会が運営するコンパス(登山届出システム)の締結を行っています。今後は、町施設、観光連盟、関係機関と連携し「コンパス(登山届等システム)」への登録・計画書の提出等について周知徹底する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時等の迅速な捜索救助活動、避難誘導等のため、登山口・最寄駅等における街頭指導等による「コンパス(登山届等システム)」等を使用した登山届の提出の周知・広報活動等を関係機関と連携しながら推進します。

2の6-2 富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

富士山五合目以上の区域においては、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、速やかに麓まで避難(下山)させる必要があります。関係系機関と協力し、町として下山者への水・食料や一時避難場所の提供を検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

速やかに麓まで避難(下山)させ、関係系機関と協力し、町として下山者への水・食料や一時避難場所の提供を検討します。

【起きてはならない最悪の事態】

2の7. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2の7-1 災害時における保健師活動マニュアルの活用 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】

県の災害時における保健師活動マニュアルに関する研修会への参加、マニュアルの活用を図っています。引き続きマニュアルを活用した取り組み等、平常時から災害時を想定した準備をしておく必要があります。

【強靱化の推進方針】

県の災害時における保健師活動マニュアルを活用した取り組み等、平常時から災害時を想定した準備をします。

2の7-2 防疫用消毒剤等の確保体制の構築 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】

衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保のため、保健所等との連携体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保のため、保健所等との連携体制を強化します。

3. 【事前に備えるべき目標3】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

【起きてはならない最悪の事態】

3の1. 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

3の1-1 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

【地域防災課】

【脆弱性の評価結果】

県は、交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、日本自動車連盟（J A F）及び山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、事業者等との連携の強化を図っています。町は道路啓開体制の整備とともに、放置自動車の除去に関し自動車整備事業者等との協力体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

道路管理者に対し交通障害物の除去対策の検討を要請するとともに、道路啓開体制について富士河口湖町建設安全協会を中心に整備し、放置自動車の除去に関しては自動車整備事業者等との協力体制を強化します。

3の1-2 災害対策用交通安全施設等の整備の推進【地域防災課】

【脆弱性の評価結果】

県は、発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行っています。引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、整備を要請する必要があります。

【強靱化の推進方針】

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、交通信号機電源附加装置の整備を要請します。

3の1-3 富士山噴火時の広域避難に伴う渋滞対策【地域防災課】

【脆弱性の評価結果】

富士山噴火時の広域避難は自家用車を基本としており、交通渋滞の発生が懸念されています。避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検証する必要があります。

【強靱化の推進方針】

避難ルート別の富士山噴火時の広域避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検討します。

【起きてはならない最悪の事態】

3の2. 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による町行政の長期にわたる機能不全

3の2-1 防災体制の強化のための組織整備 [総務課]

【脆弱性の評価結果】

町の防災対応力を強化するため、組織改編により地域防災課を発足させました。

【強靱化の推進方針】

地域防災課の体制整備、事業の推進、各課・関係機関連携を推進します。

3の2-1 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練、山梨県富士山火山総合防災訓練、富士河口湖町総合防災訓練を実施し、初動対応について見直しを行っています。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

大規模災害発生想定を再検証し、初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図ります。

3の2-2 業務継続体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

町自身が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため業務継続計画を策定する必要があります。災害時における業務継続のため、災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時における業務継続のため、業務継続計画の策定、災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行います。

3の2-3 他自治体との連携推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

他自治体との相互応援協定については、逐次拡充を進め、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めています。引き続き、起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

他自治体との相互応援協定に基づく災害時の連携に即応できる体制の構築を図ります。

3の2-4 非常参集体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、連絡網の整備、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）の宿日直体制、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証しています。引き続き、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理します。

【強靱化の推進方針】

大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、検証、研修等、非常参集体制の見直しを行います。また、確実な初動体制を確保するため、課題を整理します。

3の2-5 災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの町の防災組織体制の強化等を図っています。災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等の検証・見直しを行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害の種類・規模に応じた対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証・見直しを行います。

3の2-6 災害対応に関する職員研修の充実・強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、職員の危機管理研修を実施しています。今後、防災体制の見直しに併せて、防災研修を実施するとともに、初動マニュアル等を随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

防災体制の見直しに併せて、防災研修を実施するとともに、初動マニュアル等を随時見直し、各班の研修や訓練を実施します。

3の2-7 行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

行政データ・プログラム等保全のためのバックアップを実施していますが、庁舎被

災等への対応は不十分となっています。「ICT 部門の BCP」の策定などにより、代替保全・早期復旧ができる体制整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

行政データ・プログラム等の保全のため、「ICT 部門の BCP」の策定などにより、代替保全・早期復旧ができる体制整備を図ります。

3 の 2-8 災害時における燃料確保の推進

【脆弱性の評価結果】

県は、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結し、緊急車両等に供給する燃料の備蓄促進など県レベルで燃料の安定供給を図っています。町における燃料確保の取り組みとしては、山梨県石油協同組合との協定を締結しており、災害時の燃料優先確保を図っています。

【強靱化の推進方針】

大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、県と協力し、緊急車両等に供給する燃料確保のため、近隣の中核給油所及び小口配送拠点の備蓄促進により燃料の安定供給を図ります。

4. 【事前に備えるべき目標 4】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

【起きてはならない最悪の事態】

4の1. 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4の1-1 被災状況等の効果的情報収集体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図っています。

【強靱化の推進方針】

災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討します。また、県防災情報システムの活用など多様な情報収集手段を検討するとともに、被災状況の映像送信に係る訓練を実施します。

4の1-2 各種システムの緊急時運用体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

電力供給が停止した場合、非常用発電機により防災行政無線、主要情報システムの稼働継続は可能ですが、停電が長期にわたる場合の稼働継続は困難となります。主要情報システムの復旧には電力供給が不可欠であり、情報通信基盤については切断等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

回線の切断等に伴う情報通信の麻痺・長期停止に備え、情報通信基盤の充実を図るため、回線の冗長化の促進等を行います。

4の1-3 発災後のインフラ復旧対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。(主要関係機関 東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ等)

【強靱化の推進方針】

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。

【起きてはならない最悪の事態】

4の2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4の2-1 発災後のインフラ復旧対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。(主要関係機関 日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、FMふじやま、エフエム富士五湖、河口湖有線テレビ放送等)

【強靱化の推進方針】

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。

5. 【事前に備えるべき目標5】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

【起きてはならない最悪の事態】

5の1. サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

5の1-1 中小企業の災害時事業継続計画作成の支援 [観光課]

【脆弱性の評価結果】

県は、商工団体にBCP普及員を配置し、中小企業のBCPの実情等について情報収集を行いBCPの策定を促進しています。町としても、策定への啓発等を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

町内中小企業のBCPの策定率の向上を目指し、商工団体を通じて中小・小規模企業へのアプローチを行います。なお、町のBCP策定に際して、中小企業への啓発を検討します。

5の1-2 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発 [観光課]

【脆弱性の評価結果】

大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化を促す必要があり、県では、そのための融資（地震災害の防止対策のための施設、設備の整備に要する資金など）について、普及啓発に努めています。町としても、各種制度の普及啓発の促進に努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

耐震化のための資金等、県資金の活用など普及啓発を行います。

5の1-3 中小企業者に対する災害時融資制度の啓発 [観光課]

【脆弱性の評価結果】

災害復旧融資については、国・県等の各種災害復旧資金等があり、災害発生後に利用できる融資制度の普及啓発の必要があります。

【強靱化の推進方針】

国・県等の各種災害復旧資金など、融資制度の普及啓発を行います。

5 の 1-4 飼料供給体制の確立に向けての検討 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

町外からの「飼料」の供給体制整備に向けた具体的な検討や取り組みを、これまで行ってきていません。今後は、国・県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の町外からの「飼料」の供給体制整備に向けた検討を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

「飼料」の供給体制整備について、国・県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の「飼料」の供給体制整備に向けた検討を行います。

【起きてはならない最悪の事態】

5 の 2. 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

5 の 2-1 発災後のインフラ復旧対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。(主要関係機関 東京電力パワーグリッド(株)、吉田瓦斯(株)等)

【強靱化の推進方針】

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。

5 の 2-2 地球温暖化対策実行計画の推進 [環境課]

【脆弱性の評価結果】

町では、地球温暖化対策実行計画（平成 29 年 3 月）を策定し、温室効果ガス削減目標等を設定しています。今後は、天然ガス、水素・燃料電池など、多様なクリーンエネルギー等をバランス良く取り入れながら、省エネルギー対策及び災害に強い自立・分散型エネルギーの導入を目指す必要があります。

【強靱化の推進方針】

環境負荷が少なく災害に強い自立・分散型エネルギーの導入を目指すため、地球温暖化対策実行計画を進めます。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-----------------------------|--------------------------|------------|------------|
| 5 の 1-1 中小企業の災害時事業継続計画作成の支援 | 事業所の防災訓練実施率（ここ 1 年間） | 22.80% | 30% |
| | 従業員用の食料・飲料水を備蓄している事業所の割合 | 37% | 50% |

【起きてはならない最悪の事態】

5 の 3. 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断

5 の 3-1 東海地震等に備えた緊急通行車両事前届け出 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

町では緊急通行車両の事前届け出を実施するとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修等に参画しています。引き続き、緊急通行車両の事前届け出を行うとともに、町との協定企業・団体等への緊急通行車両制度の普及・啓発を行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き緊急通行車両の事前届け出、確認手続き及び標章交付申請方法の習熟を行うとともに、協定企業等への啓発を図ります。

5 の 3-2 発災後のインフラ復旧対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

関係機関の一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。町としては、各関係機関の災害時対応の手順等を確認し、連携を図る必要があります。（主要関係機関 中日本高速道路（株）、富士急行（株）等）

【強靱化の推進方針】

関係機関と協議のうえ、連携マニュアル等の検討や、実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。

【起きてはならない最悪の事態】

5 の 4. 食料等の安定供給の停滞

5 の 4-1 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（2－1再掲） [地域防災課]

5 の 4-2 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）（2－1再掲） [地域防災課]

5 の 4-3 自主防災組織の防災資機材の整備促進（2－1再掲） [地域防災課]

5 の 4-4 災害に強い物流システムの構築（2－1再掲） [地域防災課]

5 の 4-5 緊急物資調達・配送システムの確立（2－1再掲） [地域防災課]

5 の 4-6 耕作放棄地解消対策（1－5再掲） [農林課]

5 の 4-7 農地の整備（生産基盤の整備）（1－5再掲） [農林課]

6. 【事前に備えるべき目標6】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

【起きてはならない最悪の事態】

6の1. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止

6の1-1 発災後のインフラ復旧対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の燃料供給に関しては山梨県石油協同組合と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しています。電気・LP ガス等関係機関と連携した対応力の強化を図るため、連携マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。なお、山梨県LP ガス協会との協定締結の検討も必要があります。（主要関係機関 東京電力パワーグリッド(株)、山梨県LP ガス協会、吉田瓦斯(株)等）

【強靱化の推進方針】

大災害発災後のインフラ復旧に対する対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、連携マニュアル等の検討や、実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。

6の1-2 自立・分散型エネルギーの利用の推進 [環境課・農林課]

【脆弱性の評価結果】

町ではクリーンエネルギー利用を促進するため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付や木質バイオマスによる暖房機器等の普及に努めています。なお、資源リサイクル畜産環境整備事業として富士ヶ嶺バイオセンターにバイオガス発電を設置しています。引き続き、県による、住宅用自立・分散型エネルギー設備設置費補助金等の普及を含め自立・分散型エネルギーの普及を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き、町による住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付、国・県による、自立・分散型エネルギーの補助制度の普及、木質バイオマス等の利用促進を図ります。

6 の 1-3 木質バイオマスの利活用の推進 [環境課・農林課]

【脆弱性の評価結果】

森林資源の有効活用の一環として、「富士河口湖町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成 23 年 12 月）として、木質バイオマスを燃料とする暖房器具・ボイラーの導入を促進しています。（河口湖南中学校等）。引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

森林資源の有効活用の一環として、森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進します。

6 の 1-4 家庭における省エネルギーの推進 [環境課・農林課]

【脆弱性の評価結果】

町では住宅用太陽光発電設備等への補助事業の実施など普及拡大を図っています。太陽光発電と併せて蓄電池や燃料電池を導入することは、非常用電源としても有効であるため、引き続き自家消費型の発電設備の導入を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き、太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）を設置する自家消費型の発電設備の導入を促進します。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-------------------------|--------------------|------------|------------|
| 6 の 1-4 家庭における省エネルギーの推進 | 太陽光発電システム設置補助金助成件数 | 56 件／年間 | 50 件／年間 |

【起きてはならない最悪の事態】

6の2. 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

6の2-1 水道施設の早期復旧 [水道課]

【脆弱性の評価結果】

大規模自然災害の発生により水道の供給が長期にわたり停止することがないように、施設・管路の耐震性等の向上を進めるとともに、「富士河口湖町水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアル」(平成29年3月)を策定し、災害対応に力をいれています。引き続き、施設の改修、応急・復旧対策の強化を行うとともに、町指定給水装置工事事業者や、日本水道協会支部との災害時応援に関する協定の必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き、施設・管路の耐震性等の向上を進めるとともに、「富士河口湖町水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアル」に基づく応急対策の強化を図ります。また、富士河口湖町建設安全協議会との「災害時における応急対策業務に関する協定書(平成21年4月1日)」、富士河口湖町管工事協会との「災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定書(平成23年8月4日)」に基づき連携の強化を図ります。

6の2-2 応急給水体制の整備 [水道課]

【脆弱性の評価結果】

応急給水資機材の整備をはじめ、民間企業と「災害時における飲料等の提供協力に関する協定」や「緊急時開放型自販機に関する覚書」を締結しています。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援が考えられ、関係企業等との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互の調整を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援が考えられることから、引き続き関係企業等の井戸水の利用等の連携を図ります。

6の2-3 下水道施設の長寿命化の推進 [水道課]

【脆弱性の評価結果】

富士北麓流域下水道関連公共下水道、精進特定環境保全公共下水道、本栖下水道において、下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより長寿命化を図っています。維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続き、下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、処理場や幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進めます。

6の2-4 下水道施設の耐震化の推進 [水道課]

【脆弱性の評価結果】

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、処理場施設、中継ポンプ場、管渠等下水道施設の耐震化を図るとともに、訓練の実施やマニュアルの見直し等を実施してきました。耐震化が、未整備の箇所も残っているため、下水道地震対策緊急整備計画を策定し、引き続き耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

引き続きの下水道施設の耐震化を図るとともに、災害発生時においても適切な業務執行を行うことを目的に平成28年3月策定している「富士河口湖町下水道事業業務継続計画」に沿って対応を行います。

6の2-5 災害時における下水道応急復旧体制の強化 [水道課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、事業者と協力し災害時の被災情報収集や応急復旧対策等を実施してきました。引き続き大規模地震後の下水道機能の早期復旧を検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、事業者との連携強化を行います。

【KPIの設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|--------------------|---------------|------------|------------|
| 6の2-4 下水道施設の耐震化の推進 | マンホールトイレの設置箇所 | 9箇所 | 10箇所 |

【起きてはならない最悪の事態】

6の3. 地域交通ネットワークの分断

6の3-1 社会資本整備の促進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

町では「道路長寿命化計画」「橋梁長寿命化修繕計画」「公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」等を策定し、限られた財源の中で、社会資本の整備の推進に努めています。今後、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかなる「社会資本整備重点計画」等の策定を検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「社会資本整備重点計画」の策定を検討します。

6の3-2 道路の点検・啓開訓練の実施 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロールや訓練を実施しています。有事に備えた適切な対応ができるように引き続きパトロール、訓練を実施していく必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロール、訓練を実施します。また、道路点検・啓開に関する協定の締結を進めます。

6の3-3 大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、国・県と協力し幹線道路等の整備を推進していますが、依然として未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要があります。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、国・県と協力し引き続き幹線道路の整備を実施します。

6の3-4 道路防災危険箇所等の解消 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、国・県と協力し法面对策工等の防災対策を実施していますが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る

必要があります。

【強靱化の推進方針】

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、国・県と協力し法面对策工等の防災対策を実施します。

6 の 3-4 都市計画道路（街路）の整備 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

災害に強い街路網を構築するため、都市機能が集積する市街地内及び拠点間を結ぶ街路整備を実施しています。交通の円滑化、歩行者安全性の向上及び駅・都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られています。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、都市計画道路の整備を確実に進めます。併せて、長期未整備路線については、事業の見直しを含めた検討を行います。

6 の 3-5 道路除排雪の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要があります。また、国・県等、他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要があります。

【強靱化の推進方針】

想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行うため国・県等、他の道路管理者との連携した除雪体制を確立します。

7. 【事前に備えるべき目標7】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

【起きてはならない最悪の事態】

7の1. 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

7の1-1 木造住宅等の耐震化の促進（1－1再掲）〔都市整備課〕

7の1-2 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（1－1再掲）〔都市整備課〕

7の1-3 災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業等の実施（1－1再掲）〔都市整備課〕

7の1-4 「町防災都市づくり計画」策定（1－1再掲）〔都市整備課〕

7の1-5 町営住宅の長寿命化の推進（1－1再掲）〔都市整備課〕

7の1-6 電線類の地中化の推進（1－1再掲）〔都市整備課〕

7の1-7 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（1－1再掲）〔都市整備課〕

7の1-8 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（1－1再掲）〔都市整備課〕

【起きてはならない最悪の事態】

7の2. ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7の2-1 災害時における緊急マニュアルの作成等〔地域防災課・都市整備課〕

【脆弱性の評価結果】

本町には土砂災害警戒区域が多数指定され、足和田土石流等の大規模災害も被っています。災害拡大や2次災害の防止を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、道路、河川及び砂防施設における緊急パトロール等を実施しています。今後、土砂災害等の防災訓練、警戒・避難対策マニュアル等の作成の必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害拡大や2次災害の防止を図るため、引き続き、土砂災害ハザードマップの更新、道路、河川及び砂防施設における緊急パトロール等を実施するとともに、土砂災害等の防災訓練の実施検討、警戒・避難対策マニュアル等を作成します。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | K P I | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|--------------------------|-----------------------------|------------|------------|
| 7の2-1 災害時における緊急マニュアルの作成等 | 土砂災害警戒区域の住民に対する訓練実施地区数 | 0地区 | 5地区 |
| | 「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成（水害、土砂災害） | — | 作成 |
| | 町民の「富士河口湖土砂災害ハザードマップ」の認知度 | 60.90% | 70% |

【起きてはならない最悪の事態】

7の3. 有害物質の大規模拡散・流出

7の3-1 農畜産物の放射性物質等検査体制の整備 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

県は、放射性物質検査を実施し、農産物の安全・安心を担保しています。また、町及び県は小中学校・公立保育所の給食食材の放射性物質検査を実施しています。なお、野生きのこは、採取及び出荷、摂取の自粛を呼び掛けています。大規模自然災害に備え、これまでに構築した検査体制をより充実させる必要があります。

【強靱化の推進方針】

農畜産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、県と連携し、大規模災害の発生による有事の際は、県の実施するモニタリング調査に全面的に協力していきます。

7の3-2 大気中の放射線測定体制の整備 [環境課]

【脆弱性の評価結果】

大気中の放射線測定体制については、県では、県内5箇所に設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の24時間監視及び県内4地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視(月1回)を実施しています。また、平成23年10月からは町でも信頼性の高い放射線量測定器により、学校施設、保育所を中心に定期的に放射線量を観測しています。原発事故等が発生した場合、モニタリングを強化することが必要なため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要があります。

【強靱化の推進方針】

大気中の放射線測定体制については、緊急時の対応に備え、引き続き県のモニタリングポストやサーベイメーターによる調査、町の放射線量測定器による調査を実施します。

【起きてはならない最悪の事態】

7の4. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7の4-1 農業災害関係金融対策の周知 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

災害後、経営体育成支援事業による復旧支援を行い、農業者が迅速かつ効率的に経営を再建できました。今後は NOSAI 共済事業による支援が主体となり、より一層の農業者への理解醸成が必要であります。

【強靱化の推進方針】

有事の予防対策として、農業経営収入保険制度も創設され、既存の NOSAI 共済事業と併せ、農業者へより一層の周知に努めます。

7の4-2 農村資源の保全管理活動 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

減災・防災に繋がる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、県と連携し農業生産条件が不利な地域において、国やけんの制度を利用し農業用施設の維持管理を支援する事業に取り組んできました。地域ぐるみの共同活動として定着が図られつつありますが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあり、共同活動を継続するためには今後も支援が必要であります。

【強靱化の推進方針】

県と連携し、国や県の事業を積極手に導入し引き続き推進していきます。

7の4-3 農産物の生産技術対策の普及徹底 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

気象による農業災害への対応は、県普及センターを中心とした事前・事後対策の周知をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しています。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速な実施に努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

県など関係機関と連携し、生産技術対策の徹底、災害想定時の事前対策、災害発生後の被害状況の把握を行うとともに、復旧対策を構築し、農産物生産量の維持を図ります。

7の4-4 地域と連携した企業等の農園・森づくりの促進 [農林課]

【脆弱性の評価結果】

社会貢献や社員研修、福利厚生活動の場として農業・林業や農村の活用に関心を持

つ企業等に対し、企業等と地域のマッチングを行うなど企業等の農園・森づくりを促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

地域と連携した企業等の農園や森づくりを社会貢献や社員教育、福利厚生のか場として活用しようとする企業等の受け皿づくりを検討していきます。

8. 【事前に備えるべき目標 8】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

【起きてはならない最悪の事態】

8 の 1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8 の 1-1 災害廃棄物の処理体制の整備 [環境課・水道課]

【脆弱性の評価結果】

町には、不燃ごみ処理施設として、じん芥処理場と青木が原ごみ処理組合の 2 か所に、破砕・自動プレス設備を設置しています。また、「一般廃棄物処理基本計画」（平成 29 年 1 月）及び「富士河口湖町循環型社会形成推進地域計画」（平成 26 年 3 月）を作成しています。電力供給不足が生じた場合の処理施設の対応や適正かつ迅速に処理が行えるよう「災害廃棄物処理計画」の作成や、災害廃棄物の一時保管場所の適地を確保する必要があります。

【強靱化の推進方針】

電力供給不足が生じた場合の一般廃棄物処理施設の対応を含め「災害廃棄物処理計画」の作成を検討します。また、災害廃棄物の一時保管場所については、予め適地の選定・確保を検討します。

8 の 1-2 災害廃棄物処理への広域応援 [環境課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の廃棄物処理として、民間企業と家庭系災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する確認書を締結しています。今後、広域的な災害廃棄物処理の応援協定の締結が必要となります。

【強靱化の推進方針】

災害時の迅速な廃棄物処理や円滑な応急復旧活動の実施のため、廃棄物関係企業との協定を更新します。また、広域的な災害廃棄物処理の応援協定の締結を検討します。

【起きてはならない最悪の事態】

8 の 2. 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8 の 2-1 避難対策指針や避難生活計画書の作成 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

長期に及ぶ避難を想定し、避難者それぞれのライフスタイルに合った避難ができるように周知を図ることが求められています。

【強靱化の推進方針】

長期に及ぶ避難に対応する避難対策指針を作成し、避難者それぞれのライフスタイルに合った避難ができるように周知を図ります。

8 の 2-2 地域防災力の強化を支える人材の育成 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

自主防災組織を育成するため、地域共助支援事業、自主防災マップ作成費補助金交付事業等、自主防災組織に対する支援を実施するとともに、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座等を通じ、女性の参加について要請しています。現在、自主防災組織の結成率は概ね 5 割となっています。これらの支援は地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要があります。

【強靱化の推進方針】

自主防災組織を育成するため、地域共助支援事業、自主防災マップ作成費補助金交付事業等、自主防災組織に対する支援を実施するとともに、自主防災組織の結成を継続して働きかけます。

8 の 2-3 シェイクアウト訓練の実施 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

地震から身を守る安全行動の普及のため総合防災訓練時に実施していますが、事前参加団体数はあまり多くありません。

【強靱化の推進方針】

地震から身を守る安全行動の普及のためシェイクアウト訓練を実施するとともに、参加を呼び掛けて行きます。

8 の 2-4 小中学校における避難所運営体制の整備の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所となった場合

の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を進めています。

【強靱化の推進方針】

小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き避難所運営マニュアルの作成に向けて行政と学校が一体となって取り組みます。

8の2-5 防災士の養成 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、防災士養成事業を行っています。また、地域防災計画において、防災士の地域リーダーとして役割を位置づけています。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士養成講座を開催する必要があります。

【強靱化の推進方針】

地域における防災力の向上を図るため、引き続き富士河口湖防災士会と連携して取り組みます。

8の2-6 災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会と協力し福祉避難所設置・運営訓練を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会と協力し福祉避難所設置・運営訓練を実施します。

8の2-7 ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置・運営を位置づけ、一定の成果を上げています。今後も、訓練の実施拡大を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施拡大を図ります。

8の2-8 ボランティアコーディネーター養成等の促進 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、

県社会福祉協議会の研修会等に参加し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げています。今後も研修会への参加や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

ボランティアのマッチング技術の向上やボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図ります。

8の2-9 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進をめざし、災害時のトレーラーハウスの活用など一定の役割を果たしています。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため働きかけを行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進をめざし、働きかけを行います。

8の2-10 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備 [環境課]

【脆弱性の評価結果】

被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの対応方針」を検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの対応方針」を作成するとともに、保護者・住民等への啓発、動物愛護団体等との協定締結等を検討します。

8の2-11 応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進 [地域防災課・都市整備課]

【脆弱性の評価結果】

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、県はプレハブ建設協会と応急仮設住宅の建設についての協定を締結し、また、山梨県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会山梨支部と借上げ型応急仮設住宅の提供についての協定を締結、対応マニュアルを整備しています。町では、(社)山梨県建設業協会都留支部と応急対策業務の協定を締結しています。今後、借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や広域連携体制について検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、県マニュアルに基づいた訓練を実施します。また借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や広域連携体制について検討します。

【KPI の設定】

| 施策・事業 | KPI | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-------------------------|------------------------------|------------|------------|
| 8の2-2 地域防災力の強化を支える人材の育成 | 自主防災マップ作成補助事業（年間の防災マップの作成件数） | 0地区 | 5地区 |
| | 自主防災組織率 | 60.80% | 70.00% |

【起きてはならない最悪の事態】

8の3. 風評被害による観光行動の長期に及ぶ停滞

8の3-1 観光連盟等と連携した風評被害対策の推進 [観光課]

【脆弱性の評価結果】

富士山の小規模な活動が継続する事態や大規模災害後の復旧が進んだ時期には、観光客の誘致を再開するため、被災した地域の取り組み等を参考に、観光連盟等と連携し平時より対応策を検討しておく必要があります。

【強靱化の推進方針】

観光客の誘致を再開するため、被災した地域の取り組み等を参考に、観光連盟等と連携した対応策を検討します。

第6章 施策の重点化

1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

国の基本計画では、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためにプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、「大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」から始まる45の「起きてはならない最悪の事態」から15の重点化すべきプログラムを選定しています。

本計画では、国の基本計画で設定された45の事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、地域特性や被害想定を勘案して、31の「起きてはならない最悪の事態」（参照 P11～13）に絞り込んでいます。

31の事態、全てが取り組むべき重要な事態ですが、本町の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、11の「起きてはならない最悪の事態」に絞り込み、15の施策・事業を「重点化すべきプログラム」（参照 P75）として選定しました。

この「重点化すべきプログラム」については、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、目標のさらなる早期達成や高度化などを含め、特に取組の推進に努めるものとします。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本町での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本町が担うべき役割の大きさを評価
- それぞれの事態間には相互依存関係があり、当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

2 重点化すべきプログラム（仮設定）

11 の「起きてはならない最悪の事態」から、以下の重点化すべきプログラム（15 の施策・事業）を選定しました。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | 施策・事業 (重点化すべきプログラム) | 施策・事業 No. |
|---|---|--------------------------------------|----------------|
| 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1の1. 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | 木造住宅等の耐震化の促進 | 1の1-1 |
| | | 要配慮者支援マニュアル等の作成 | 1の1-13 |
| | 1の4. 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、居住地の消失、交通ネットワークの機能停止、観光業の衰退、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態 | 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応） | 1の4-1 |
| | 1の6. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備 | 1の6-1 |
| 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備 | | 1の6-6 | |
| 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる | 2の1. 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態 | 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 | 2の1-1 |
| | 2の5. 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-6の滞留者を除く） | 観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 | 2の5-3 |
| 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する | 3の1. 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発 | 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立 | 3の1-1 |
| | | 富士山噴火時の広域避難に伴う渋滞対策 | 3の1-3 |
| | 3の2. 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による町行政の長期にわたる機能不全 | 業務継続体制の確立 行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化 | 3の2-3 3の2-8 |
| 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8の1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 災害廃棄物の処理体制の整備 | 8の1-1 |
| | 8の2. 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 避難対策指針や避難生活計画書の作成 | 8の2-1 |
| | | ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 | 8の2-7 |
| 8の3. 風評被害による観光行動の長期に及ぶ停滞 | 観光連盟等と連携した風評被害対策の推進 | 8の3-1 | |

3 重点化すべきプログラムのアクションプラン

【アクションプラン1】

1の1-1 木造住宅等の耐震化の促進 [都市整備課]

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き木造住宅耐震化支援事業により、耐震化の促進を図るとともに、耐震促進計画の改定、空き家等対策計画を策定します。また、無料耐震診断の周知、自主防災組織等への建築物防災出張講座を促進するとともに、県や建築関係団体と連携して、認定長期優良住宅の制度による税の軽減、耐震基準適合証明書の取得による住宅価値の向上などの周知に努め、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進します。

| 事業名 | 内容 |
|-------------|---|
| 木造住宅耐震診断 | 木造住宅の耐震診断を無料で行います。 〔対象〕昭和56年5月31日以前に着工された住宅（木造在来工法）等 |
| 木造住宅耐震化補助 | 診断の結果「耐震性なし」と判断された住宅に1）耐震改修設計事業 2）耐震改修事業 3）耐震性向上型改修事業を実施します。 |
| 建築物防災出張講座 | 地区やサークルなどのグループ等へ県と町の職員が伺い講座を行います。 |
| 耐震促進計画の改定 | 国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部改定を受け、計画期間を5年間延長するとともに所要の見直しを行います。 |
| 空き家等対策計画の策定 | 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（平成27年5月26日施行）に基づき、空き家等対策を計画的に推進し、生活環境などを守るとともに、地域の活性化などに繋げることを目的として空き家等対策計画を策定します。 |

上記の耐震化の促進を含め、耐震性能の高い新規住宅の着工・建て替え、リフォームにより、耐震化率の向上を目指すとともに、家屋内での防災対策を促します。

| 関連KPI（再掲） | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-----------------|------------|------------|
| 住宅の耐震化率（再掲） | 4% | 10% |
| 家具類を固定している町民の割合 | 34.3% | 40% |

【アクションプラン2】

1の1-13 避難行動要支援者防災訓練の実施 [福祉推進課]

災害時において要配慮者の円滑な避難を行うため、防災訓練などを通じて避難誘導、避難行動要支援者などに配慮した避難所・福祉避難所の設置・運営訓練を行います。また、災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、手話通訳ボランティアの派遣等、発達障害者等を含む障害者等に対する情報支援体制の構築を進めます。

なお、在宅の避難行動要支援者に対しては戸別受信機による広報のほか、民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得て戸別訪問等により必要な情報提供等の実施を検討します。

| 事業名 | 内容 |
|------------------|--|
| 福祉避難所の指定と受入体制の整備 | 民間の福祉避難所の指定について、民間事業者との受入協定の締結を促進します。 |
| 避難行動要支援者の登録の促進 | 「避難行動要支援者」名簿への登録を促し、地域支援体制の整備に努めます。 |
| 地域包括ケアシステムの推進 | 地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進や地域コーディネート機能の充実、災害時における要配慮者への支援等を推進します。 |
| 支援人材の確保 | 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材確保を進め、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努めます。 |
| 見守りステッカー支援事業 | 外出時における緊急事態への備えとして、身元確認や保護に役立つ「見守りステッカー」により、見守り合える街を育てるプロジェクトです。専用のスマートフォンアプリを利用して、見守りステッカー利用者からの検索依頼に協力する仕組みづくりを進めます。 |
| ヘルプカードの普及 | 外からは解りにくく障害を含め、周囲の人の協力を得るためヘルプカードの普及を図ります。 |

上記の、避難行動要支援者名簿の普及、要援護者の支援体制の整備により、避難支援体制の整備を進めます。

| 関連KPI (再掲) | 現状 (2016年度) | 目標 (2022年度) |
|----------------------|-------------|-------------|
| 避難行動要支援者名簿 (個別) の作成数 | 2410人 | 2800人 |

【アクションプラン3】

1の4-1 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応）

[地域防災課]

噴火を想定した総合図上訓練、広域避難訓練を実施するとともに、富士山火山広域避難計画に沿った「個別避難計画」の具体化を進めます。また、避難の際の移送体制の整備等を進めます。

また、噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行うため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）により、住民等が近隣市町村に分散して避難することに備え、近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、広域避難先の市町との協力の具体化に努めます。

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|--|
| 富士山防災避難マップの改定及び周知 | 富士山火山防災対策協議会による、「富士山防災避難マップ」の普及及び新たなマップが作成された際の周知を図ります。また、それぞれの居住地区による避難先市町の周知を図ります。 |
| 広域避難訓練の実施 | 富士山火山防災対策協議会の広域避難訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し、円滑な避難ができるように避難体制の整備を進めます。 |
| 避難先市町との協力の促進 | 円滑な広域避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を踏まえ、「個別避難計画」により発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めます。 |
| 広域避難の際の移送体制の整備 | 被災者の避難が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など体制の整備に努めます。また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付の事前届出制度の普及を図ります。 |

上記の広域避難体制の整備を図るとともに、避難マップの周知を図り、認知度の向上を目指します。

| 関連KPI（再掲） | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|-----------------------|------------|------------|
| 町民の「富士山火山防災避難マップ」の認知度 | 45.2% | 70% |
| 町民の富士山噴火時の広域避難先の認知度 | 26.8% | 70% |

【アクションプラン4】

1の6-1 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備 [地域防災課]

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、町、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図ります。加えて、「Lアラート（災害情報共有システム）」の効果的活用を推進し、テレビ、ラジオ、スマートフォン、ポータルサイト等による可視化・多言語化を図ります。

| 事業名 | 内容 |
|-----------------|---|
| 町防災行政無線のデジタル化 | 町民への防災情報を伝える手段として防災行政無線を有効活用するためデジタル化を進めます。（平成33年度） |
| Jアラートによる情報伝達の強化 | Jアラート（全国瞬時警報システム）を利用した町民に対する緊急情報伝達能力を強化します。またJアラートの意義の周知徹底と町民の緊急事態に対応した行動の習得に努めます。 |
| その他のメディア等の活用 | 災害時における被害状況、生活情報等の地域に密着した情報、また文字放送、手話放送など要配慮者に対する情報伝達手段として、河口湖有線テレビ放送、北富士有線放送、FMふじやま、エフエム富士五湖等との協力を推進します。 |
| 衛星携帯電話の設置 | 孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保します。 |
| 町ホームページの代替 | 災害が発生した際の町ホームページの代替として、埼玉県羽生市、秋田県仙北市、東京都中央区のそれぞれのホームページ上で被災情報などを掲載するよう連携します。 |

災害時における様々な情報伝達手段を整備するとともに、停電発生等による通信障害においても情報伝達・連絡手段となる防災行政無線のデジタル化等を進め、情報伝達の確実性を確保します。

| 関連KPI（再掲） | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|--------------|------------|------------|
| 防災行政無線のデジタル化 | — | デジタル化 |
| 衛星携帯電話の設置数 | 0台 | 3台 |

【アクションプラン5】

1の6-6 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備 [観光課]

県の「観光・防災情報提供アプリケーション」により、町の観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するとともに、町のホームページからの災害情報の発信を行い、外国人観光客に対する防災対策の充実を図ります。

なお、安全安心観光地づくりの推進として、普段からの防災意識や防災対策を万全とした観光地づくりを推進します。また、観光情報提供構想の推進、観光案内所の充実、電子情報システムの促進に努めます。

| 事業名 | 内容 |
|---------------|--|
| 観光立町推進基本計画の策定 | 平成31年(2019)年度から平成40(2028)年度を計画期間とした「第2次観光立町推進基本計画」を策定し、計画に沿った施策を推進します。 |
| 多言語情報ツール等の活用 | 災害が発生した場合や発生の恐れがある場合、正確な情報を得ることが防災や減災を図るため多言語による災害時情報(災害時多言語情報作成ツール(自治体国際化協会)、観光・防災情報提供アプリケーション(山梨県))の提供に取り組めます。 |

【アクションプラン6】

2の1-1 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 [地域防災課]

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業（飲料水、一時避難所、食品・生活必需品、廃棄物処理、緊急放送、輸送支援等）、市区町村（相互応援、HP 代替、広域避難等）、各種団体等と協定の締結を行い、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し民間企業、市区町村、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図ります。

| 事業名 | 内容 |
|----------------|---|
| 災害時の応援協定の締結の促進 | 防災関係機関・団体等に対し、災害時における応急対策活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時の応援協力などの協定締結を推進します。 |
| 被災箇所の応急復旧体制の確立 | 防災関係機関と連携し、被災者の救助や電気、瓦斯、上下水道、通信、交通など、被災箇所の応急復旧体制の確立に努めます。 |

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、市区町村、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図ります。

| 関連KPI（再掲） | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|--------------------------------|------------|------------|
| 災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定数 | 5 協定 | 7 協定 |
| 災害時における燃料等の供給に関する協定数 | 2 協定 | 3 協定 |
| 災害時応援協定等の締結数 | 11 協定 | 15 協定 |
| 災害時における医療救護活動の支援、資機材の供給に関する協定数 | 2 協定 | 2 協定 |
| 災害時における水道施設等の応急対策業務に関する協定数 | 2 協定 | 2 協定 |

【アクションプラン7】

2の5-3 観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 [観光課]

普段からの旅行者、外国人への防災知識の普及や観光施設防災訓練の促進など、安全安心観光地づくりを推進するとともに、帰宅困難者対策として、駅等の混乱防止策、一時避難施設の確保等に努めます。

また、観光連盟等と連携し、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われるよう働きかけを行います。

| 事業名 | 内容 |
|------------------|--|
| 旅行者、外国人への防災知識の普及 | 旅行者、外国人については避難所の案内標識に外国語を併記するとともに、防災マップ等を公営施設や観光施設の窓口に備え配布します。 |
| 観光施設防災訓練 | 各観光施設、観光協会等において、観光客の安全確保のための訓練を実施し、災害に強い観光地づくりを推進します。 |
| 駅等の混乱防止 | 駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進します。 |
| 帰宅困難者の一時避難施設の確保 | 帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や宿泊施設等民間事業所を含め確保するよう努めます。また、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や生徒、顧客等に対し適切な対応を行えるよう促します。 |

安全安心観光地づくりの推進、帰宅困難者対策の推進を図る上で、事業所における防災訓練等の実施率の向上を促します。

| 関連KPI（再掲） | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|--------------------------|------------|------------|
| 事業所の防災訓練実施率（ここ1年間） | 22.8% | 30% |
| 事業所の避難誘導マニュアルの作成率 | 17.4% | 30% |
| 従業員用の食料・飲料水を備蓄している事業所の割合 | 37.0% | 50% |

【アクションプラン8】

3の1-1 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

[地域防災課]

道路管理者に対し交通障害物の除去対策の検討を要請するとともに、町の道路啓開体制について富士河口湖町建設安全協会を中心に整備し、放置自動車の除去に関しては自動車整備事業者等との協力体制を強化します。

また、緊急輸送路の閉塞を防ぐため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・車両の確保等を行う体制整備に努めます。

| 事業名 | 内容 |
|---------------|--|
| 民間業者等との災害支援協定 | 災害発生時において、障害物除去等の対応については、速やかに機械、運搬車両等が出動できるよう、町内の建設業者等と災害支援協定を結びます。 |
| 緊急輸送路の閉塞を防止 | 緊急輸送路の閉塞を防ぐため、町は他の道路管理者と連携し、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備え、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行います。 |

【アクションプラン9】

3の1-3 富士山噴火時の広域避難に伴う渋滞対策 [地域防災課・都市整備課]

富士山噴火時の広域避難は自家用車を基本としており、交通渋滞の発生が懸念されています。避難ルート別の富士山噴火時の広域避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検討します。

また、広域避難ルートとなる主要幹線道路の整備や橋梁等の安全性確保、湖上ルートの確立を進めます。

| 事業名 | 内容 |
|----------|---|
| 避難道路の整備 | 「新倉トンネル」「若彦トンネル」の活用や都市計画道路「県道・船津小海線」の船津地区と勝山地区を結ぶ新設道路の整備促進、大石地区湖畔道路の拡幅などを進めます。 |
| 橋梁の整備 | 平成25年(2013)年に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、平成27年(2015)以降は修繕を実施するとともに、同点検計画に基づき5年に1度の定期点検を継続実施します。 |
| 湖上ルートの確立 | 町で所有する船舶を活用するほか、富士五湖観光船協会各支部などの民間の遊覧船及びモーターボートへの協力要請、活用を図ります。また、湖上による被災者の避難及び緊急物資輸送のための防災用栈橋の整備を進めます。 |

広域避難訓練等を通じ、渋滞対策を検討するとともに、道路整備、橋梁の耐震補強等を行います。

| 関連KPI(再掲) | 現状(2016年度) | 目標(2022年度) |
|----------------|------------|------------|
| 町道整備率 | 43.2% | 43.5% |
| 登山道線整備事業 道路改良率 | 93.7% | 100% |
| 耐震補強を実施した橋梁の割合 | 0% | 0.5% |
| 生垣設置補助金助成件数 | 10件/年間 | 20件/年間 |

【アクションプラン 10】

3の2-2 業務継続体制の確立 [地域防災課]

災害時における業務継続のため、業務継続計画の策定、災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行います。

また、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めます。

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|------------------------------|
| 業務継続計画（BCP）の策定・運用 | 災害時における業務継続のため、業務継続計画を策定します。 |

業務継続計画（BCP）の策定を進めるとともに、停電時等でも稼働できるよう防災拠点での防災対策を進めます。

| 関連KPI（再掲） | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|------------------|------------|------------|
| 市有建築物の耐震化率 | 93.1% | 97% |
| 町の防災拠点への非常電源の確保率 | 100% | 100% |
| 重要な水源へ自家発電設備の整備 | 15箇所 | 17箇所 |

【アクションプラン 11】

3の2-7 行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化 [地域防災課]

行政データ・プログラム等の保全のため、「ICT部門のBCP」の策定などにより、戸籍、住民基本台帳、公共施設・地下埋設物等情報図面等データの代替保全・情報システム早期復旧ができる体制整備を図ります。

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 行政データ・プログラム等のバックアップ | 町は、関係機関・事業者と協力し、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備並びにバックアップ体制の整備に努めます。 |

【アクションプラン 12】

8 の 1-1 災害廃棄物の処理体制の整備 [環境課・水道課]

平成 28 年（2016）年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定していますが、電力供給不足が生じた場合の一般廃棄物処理施設の対応を含め「災害廃棄物処理計画」の作成を検討します。また、災害廃棄物の一時保管場所については、予め適地の選定・確保を検討します。

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 災害廃棄物処理計画の作成 | 町は、国（環境省）の災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示します。 |

災害廃棄物処理計画の策定を検討するとともに、災害時のトイレの確保を進めます。

| 関連 KPI（再掲） | 現状（2016 年度） | 目標（2022 年度） |
|---------------|-------------|-------------|
| マンホールトイレの設置箇所 | 9 箇所 | 10 箇所 |

【アクションプラン 13】

8の2-1 避難対策指針や避難生活計画書の作成 [地域防災課]

長期に及ぶ避難に対応する避難対策指針を作成し、避難者それぞれのライフスタイルに合った避難ができるように周知を図ります。また、災害の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行うため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）の発表基準、手順等の必要な事項について具体化に努めます。

さらに、非常用食料、防災資機材等の整備、避難所となる小中学校体育館の修繕、避難路となる通学路の安全点検等を進めます。

| 事業名 | 内容 |
|--------------------|---|
| 避難対策指針の作成 | 避難情報の発表基準の具体化をはじめ、避難受入方法、避難所の運営など、避難対策指針や避難生活計画書を作成します。 |
| 地域共助支援事業 | 安心安全な学校作りとして、通学路の安全点検により、避難所や防火水利、危険箇所の位置などを表示した防災マップを作成し、災害時の地域住民の一括した情報源として活用を進めます。 |
| 小中学校体育館の修繕 | 避難所となる小中学校体育館について、長寿命化計画を策定し、老朽校舎を順次計画的に改善して行きます。 |
| 非常用食料、防災資機材等の整備 | 非常用食料、防災用資機材等を計画的に整備し、維持管理すると共に、関係機関との相互連携により食料、生活必需品、医療品など応急物資を確保する供給体制の確立に努めます。 |
| 避難所を単位とした地区連携体制の確立 | 身近な地区で自治会・自主防災組織・PTA・事業所・ボランティア・町（各支所）等が連携し、避難行動要支援者安否確認、救出・救護、避難所開設及び運営等の活動ができる体制づくりをめざし、避難所エリアにおける協議会等の組織化を検討します。 |

避難対策指針等の作成を進めるとともに、避難所・備蓄品の充実、自主防災組織活動の促進を目指します。

| 関連KPI（再掲） | 現状（2016年度） | 目標（2022年度） |
|------------------------------|------------|------------|
| 「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成（水害、土砂災害） | — | 作成 |
| 避難所となっている公共施設の耐震化率 | 97% | 100% |
| 町の緊急物資（食料）の備蓄量 | 39,356 食 | 53,012 食 |
| 町の緊急物資（飲料水）の備蓄量 | 11,064 本 | 26,506 本 |
| 自主防災マップ作成補助事業（年間の防災マップの作成件数） | 1 件／年間 | 1 件／年間 |
| 自主防災組織率 | 60.8% | 70% |

【アクションプラン 14】

8の2-7 ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 [福祉推進課]

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施拡大を図ります。

また、富士河口湖町社会福祉協議会及び富士河口湖町ボランティア協会等と協力した、地域のボランティア団体等の支援による災害対策の推進、ボランティア受け入れ体制の確立、ボランティアへの情報提供の充実等に努めます。

| 事業名 | 内容 |
|-----------------|---|
| ボランティア団体等への支援 | 町は、富士河口湖町社会福祉協議会及び富士河口湖町ボランティア協会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進に努めます。 |
| ボランティア受け入れ体制の確立 | ボランティア活動が円滑に行えるよう、町社会福祉協議会と協議し、受け入れ体制の確立に努めます。 |
| ボランティアへの情報提供 | 町社会福祉協議会は、各ボランティアへ必要とされる活動等の情報を伝えるとともに、ボランティアの活動を支援するため、資機材、食糧、宿泊施設などの情報を提供します。また、各ボランティア団体の中からボランティアコーディネーターを選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるように協力します。 |

【アクションプラン 15】

8の3-1 観光連盟等と連携した風評被害対策の推進

観光客の誘致を再開するため、被災した地域の取り組み等を参考に、観光連盟等と連携した対応策を検討します。

また、流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、報道機関等の協力を求めながら観光客等への的確な情報伝達を行います。

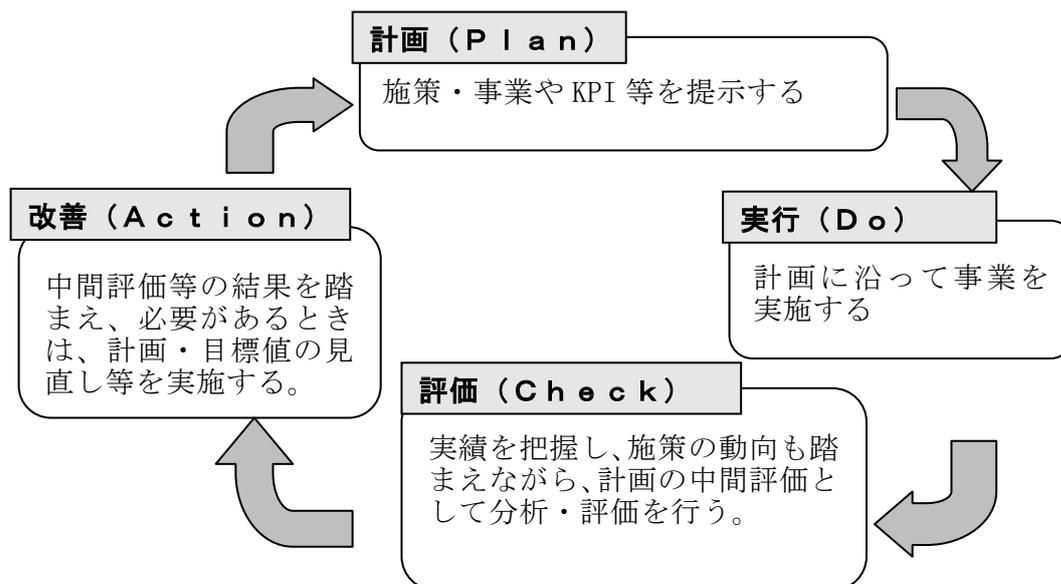
| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 風評被害等の影響への対策 | 町は、観光連盟、県、報道機関等の協力を得て、災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、復旧状況等を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めます。 |

第7章 計画の推進と見直し

1. 本計画の進捗管理と見直し

計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、計画の推進管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていきます。

進捗状況を定量的に把握できるよう、重要業績指標等の具体的な数値指標を把握し、次期への目標値の設定に努めます。



2. 計画の推進期間

本計画は、他の計画の指針という性格や中長期的な推進方針を明らかにしていることから、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年を推進期間とします。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととします。なお、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

3. 町の他の計画等の見直し

本計画は、本町の地域強靱化の観点から、町における総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるため、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

4. プログラムの推進

1) 行政、町民、民間による協働の推進

プログラムの推進にあたっては、行政のみの取組によって推進できるものだけでなく、町民及び事業所等が連携しなければ推進できない施策も多くあります。このため、行政と町民及び事業所が協働してプログラムの推進に取り組むこととします。

2) 国、県、周辺自治体及び事業者等との連携

地域強靱化の取組を実効性のあるものとするため、町のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに町民と事業者等を含め、関係者が協働して取り組むこととします。